

# 会津坂下町障がい者計画

(平成27年度～平成32年度)

## 障がい福祉計画（第4期）

(平成27年度～平成29年度)

平成27年2月

会津坂下町

# 目次

第1章	会津坂下町の障がい者福祉を取りまく現状と課題	3
1	障がいのある人の状況	3
(1)	障がいのある人の状況	3
(2)	難病のある人の状況	4
(3)	障がい福祉サービスの実施状況	5
2	ニーズ調査からみた現状	8
(1)	住まいや暮らしについて	8
(2)	障がい福祉サービスの利用について	10
3	会津坂下町の障がい者福祉に関する課題	12
(1)	情報提供、相談支援の検討	12
(2)	社会参画の推進	12
(3)	地域で安心して生活し続けるための支援	12
(4)	支え合う仕組みづくりの促進	13
(5)	福祉のまちづくりの推進	14
第2章	計画の基本的な考え方	15
1	計画の理念と考え方	15
(1)	計画の理念	15
(2)	計画の考え方	15
2	計画の基本目標	17
(1)	情報提供と相談支援機能の充実	17
(2)	障がいのある人の社会参画の推進	17
(3)	安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	17
(4)	支え合う仕組みづくりの推進	18
(5)	協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進	18
3	計画の体系	19
第3章	重点施策	20
1	相談支援機能の充実	20
(1)	相談支援に携わる人材の育成・確保	20
(2)	サービス等利用計画を作成する事業所の拡大	20
(3)	関係機関のネットワークの構築	20
2	就労支援の強化	21
(1)	各機関の連携の一層の強化	21
(2)	就労支援事業の強化	21
(3)	精神障がいに対応する就労支援相談体制の強化	21
3	地域生活支援の充実	22
(1)	グループホームの誘致	22
(2)	地域生活支援拠点の整備	22
(3)	権利擁護事業の推進	22
4	障がい福祉サービスの安定的な供給	23
(1)	事業者ネットワークの構築	23
(2)	障がい福祉サービスの提供体制の充実	23

第4章	計画の目標に向けた取り組み	24
目標1	情報提供と相談支援機能の充実	24
	(1) 情報提供体制の充実	24
	(2) すべての障がいのある人に向けた相談支援	24
	(3) 権利擁護の推進	25
目標2	障がいのある人の社会参加の推進	26
	(1) 地域活動、社会活動への参加促進	26
	(2) 学習機会の拡大	26
	(3) 就労への支援	27
目標3	安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	29
	(1) 在宅サービスの充実	29
	(2) 安心して住める環境づくり	31
	(3) 保健・医療との連携促進	32
	(4) 障がいのある児童への支援	33
	(5) 経済的支援体制の強化	34
	(6) 災害時の支援体制の構築と避難所の検討	34
目標4	支え合う仕組みづくりの促進	35
	(1) 地域の協働による支え合い体制	35
	(2) 地域の福祉人材の確保	36
	(3) 障がい者福祉団体の活動支援、協働	36
	(4) 障がい福祉サービス事業所への支援	36
目標5	協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進	37
	(1) 町民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	37
	(2) バリアフリーの推進	37
第5章	障がい福祉計画(第4期)	38
1	障害者総合支援法のポイント	38
	(1) 障害者総合支援法のねらい	38
	(2) サービスの仕組みとその内容	39
2	成果目標	41
	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標	41
	(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標	41
	(3) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標	41
	(4) 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標	42
3	サービスの見込量と見込量確保のための方策	43
	(1) 訪問系サービス	43
	(2) 日中活動系サービス	44
	(3) 居住系サービス	46
	(4) 相談支援サービス	47
	(5) 地域生活支援事業	48
	(6) 障がいのある児童に向けたサービス	51
第6章	計画の推進に向けて	52
1	評価、点検、推進における組織	52
	(1) 地域自立支援協議会	52
2	協働・ネットワーク	52
	(1) 当事者、家族、支援者のネットワーク	52
3	庁内体制の整備	52
参考資料	○会津坂下町障がい者地域自立支援協議会設置要綱	53
	○福祉に関するアンケート結果	55

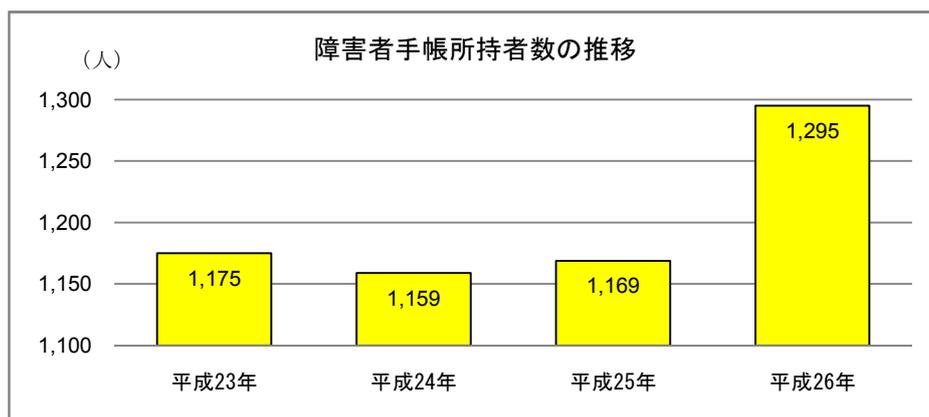
# 第1章 会津坂下町の障がい者福祉を取りまく現状と課題

## 1 障がいのある人の状況

### (1) 障がいのある人の状況

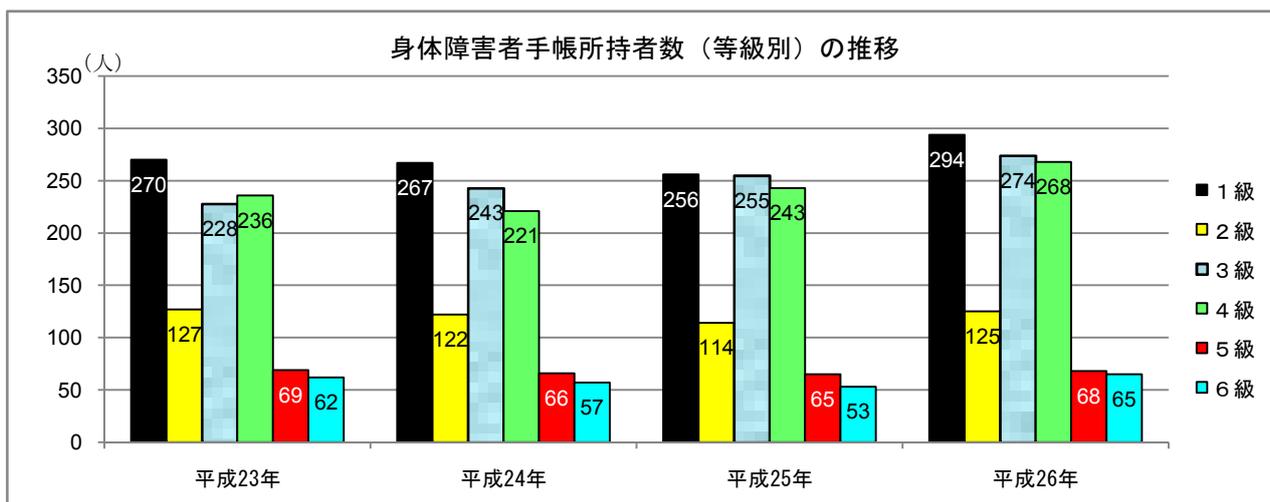
#### ① 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を合計した人数は平成26年3月31日現在で1,295人となっており、平成23年から増加しており、総人口(16,985人)に占める割合は7.6%となっています。



#### ② 身体障害者手帳所持者数の推移

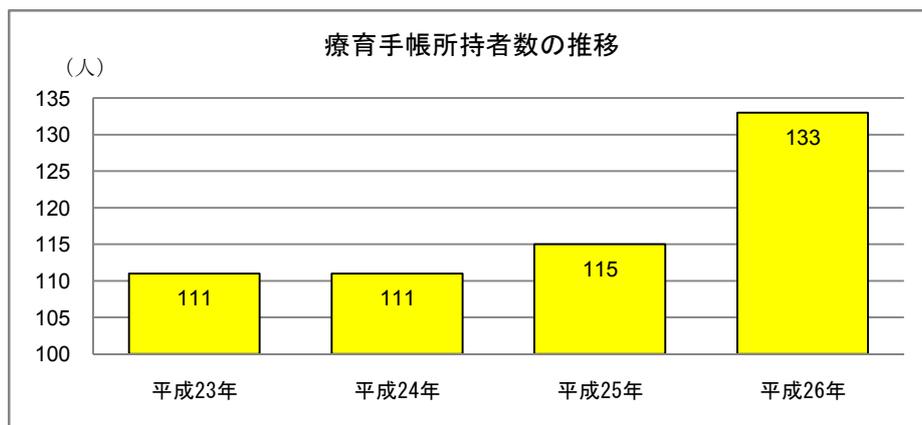
平成26年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は、1,094人となっています。平成23年から102人増加しています。等級別の割合の推移をみると、1級、3級、4級の割合が高くなっています。



	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
平成23年	270	127	228	236	69	62	992
平成24年	267	122	243	221	66	57	976
平成25年	256	114	255	243	65	53	986
平成26年	294	125	274	268	68	65	1,094

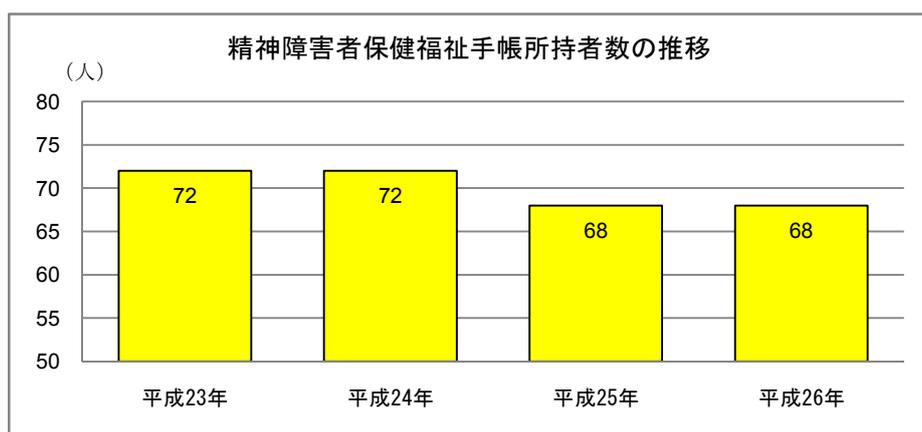
### ③療育手帳所持者数の推移

平成26年3月31日現在の療育手帳所持者数は133人となっています。平成23年から22人増加しています。



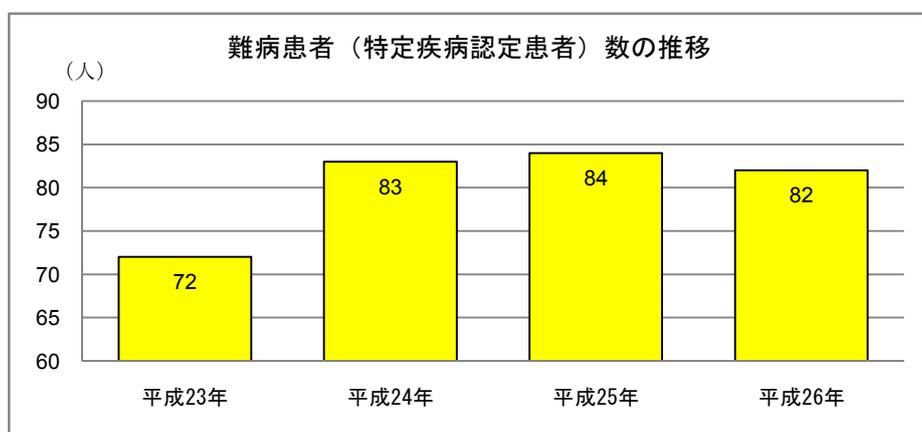
### ④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成26年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は68人となっています。平成23年から4人減少しています。



## (2) 難病のある人の状況

難病患者(特殊疾病認定患者)数は平成26年3月31日現在では、82人となっています。平成23年から10人増加しています。



### (3) 障がい福祉サービスの実施状況

#### ①訪問系サービス

訪問系サービスの実利用者数は、平成23年度からは増加しており、平成25年度は203時間、利用者数は15人となっています。

#### 訪問系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	サービス量 (時間)	163	196	203
	実利用者数 (人)	11	16	15

#### ②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、ほぼすべてのサービスで増加傾向にあります。

#### 日中活動系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生活介護	サービス量(人日)	420	519	513
	実利用者数(人)	27	30	33
自立訓練 (機能訓練)	サービス量(人日)	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	サービス量(人日)	6	11	21
	実利用者数(人)	1	1	2
就労移行支援	サービス量(人日)	20	36	9
	実利用者数(人)	1	2	2
就労継続支援 (A型)	サービス量(人日)	39	25	24
	実利用者数(人)	2	2	2
就労継続支援 (B型)	サービス量(人日)	270	312	480
	実利用者数(人)	16	18	38
療養介護	実利用者数(人)	1	5	5
短期入所	サービス量(人日)	19	23	28
	実利用者数(人)	4	6	6

### ③居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）が増加傾向にあります。

#### 居住系サービスの利用状況

（月あたり）

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設入所支援	実利用者数（人）	18	18	17
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数（人）	11	15	19

### ④相談支援サービス

相談支援サービスは、法改正に伴い、平成24年度に相談支援をより充実する目的から体系が見直されたため、平成24年度からの実績となっています。

#### 相談支援サービスの利用状況

（月あたり）

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度
計画相談支援	人	—	6	10
地域移行支援	人	—	0	0
地域定着支援	人	—	0	0

### ⑤地域生活支援事業

地域生活支援事業について、相談支援事業は横ばいです。日常生活用具給付等事業については、平成23年度から増加しております。移動支援事業は、平成23年度から少しずつ増加しています。

#### 地域生活支援事業の実績

（月あたり）

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談支援事業	か所	0	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	1	0
日常生活用具給付等事業	件	210	210	360
移動支援事業（実利用者）	人	4	4	6
移動支援事業（延べ利用時間）	時間	98	98	149
地域活動支援センター	人	2	2	2
日中一時支援事業	人	11	11	11
自動車改造助成事業	人	0	0	1

## ⑥障がいのある児童に向けたサービス

障がいのある児童に向けたサービスは、平成24年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系が見直されました。平成25年度の実利用者数は、児童発達支援では2人、放課後等デイサービスは17人、障がい児相談支援は4人となっています。

### 障がいのある児童に向けたサービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童発達支援	サービス量(人日)	—	22	44
	実利用者数(人)	—	1	2
放課後等デイサービス	サービス量(人日)	—	280	280
	実利用者数(人)	—	14	17
医療型児童発達支援	サービス量(人日)	—	0	0
	実利用者数(人)	—	0	0
障害児相談支援	実利用者数(人)	—	2	4
児童デイサービス	サービス量(人日)	77	—	—
	実利用者数(人)	19	—	—

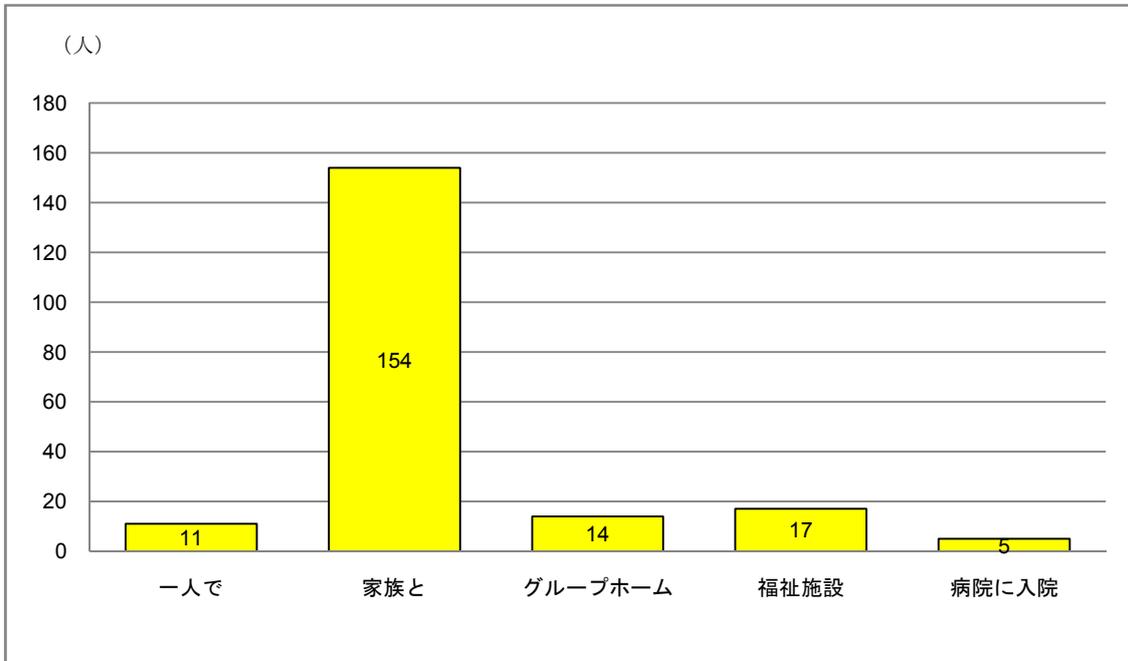
## 2 ニーズ調査からみた現状

計画策定にあたって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び福祉サービス利用者の方を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (1) 住まいや暮らしについて

#### ①現在の暮らし

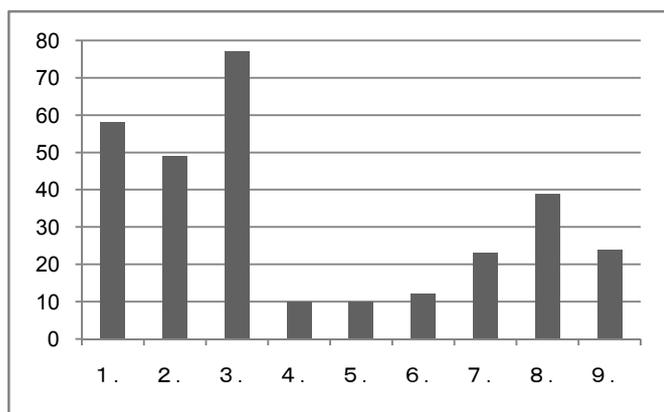
現在の暮らしについては、ほとんどの方が家族と暮らしています。



#### ②住まいについての不安

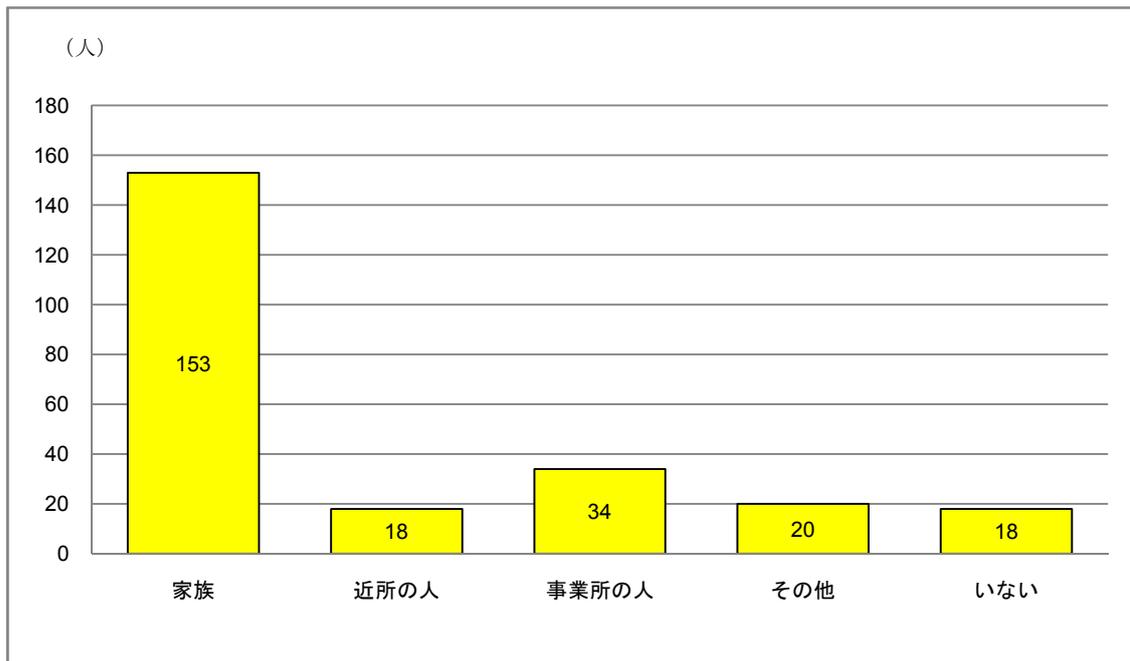
家族と暮らしている方が多い中、「親が高齢」、「収入」について不安を持っている方が半数以上を占めています。

	人
1. 不安はない	58
2. 親が高齢	49
3. 収入	77
4. アパートが探せない	10
5. 保証人がいない	10
6. グループホームが無い	12
7. ひとり暮らし	23
8. わからない	39
9. その他	24



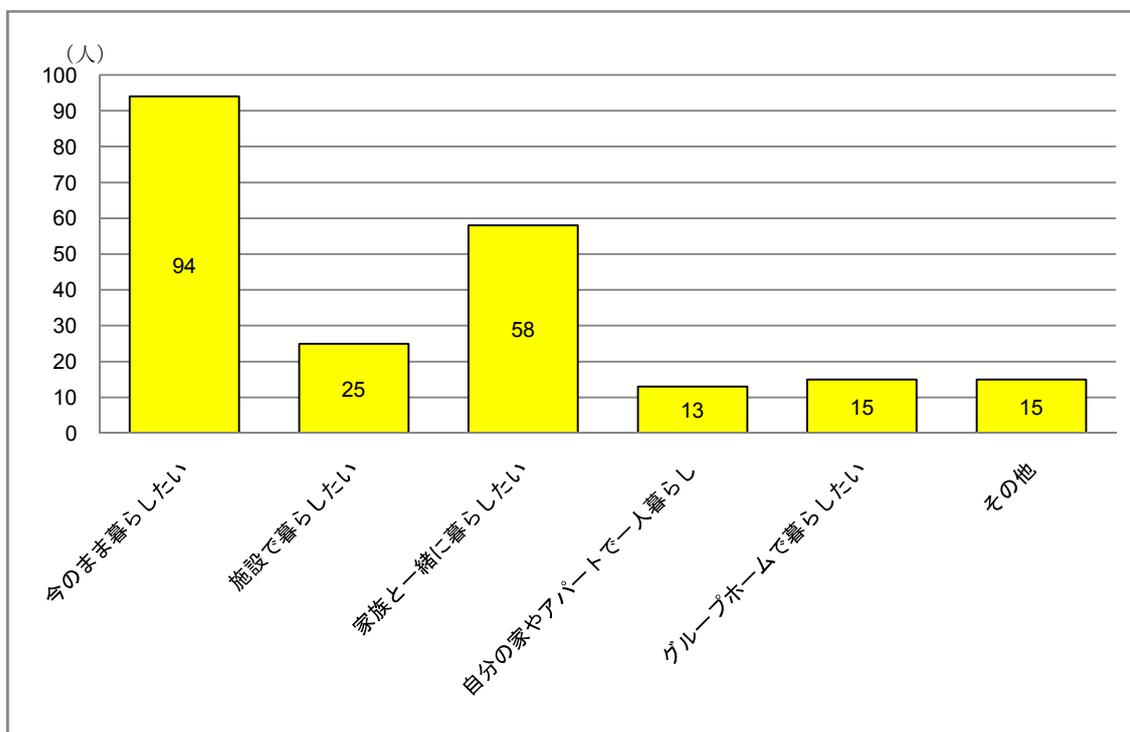
### ③緊急時の支援者

緊急時の支援者として、「家族」が多数を占めています。



### ④今後の暮らし

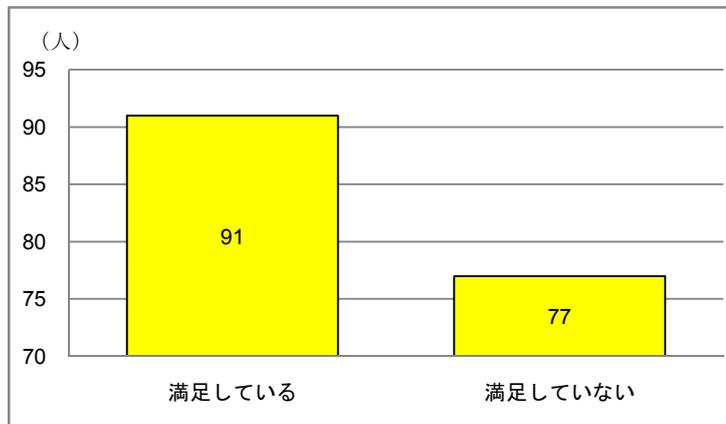
今後の暮らしについては、「今のまま暮らしたい」、「家族と一緒に暮らしたい」が多数を占めています。



## (2) 障がい福祉サービスの利用について

### ①福祉サービスへの満足度

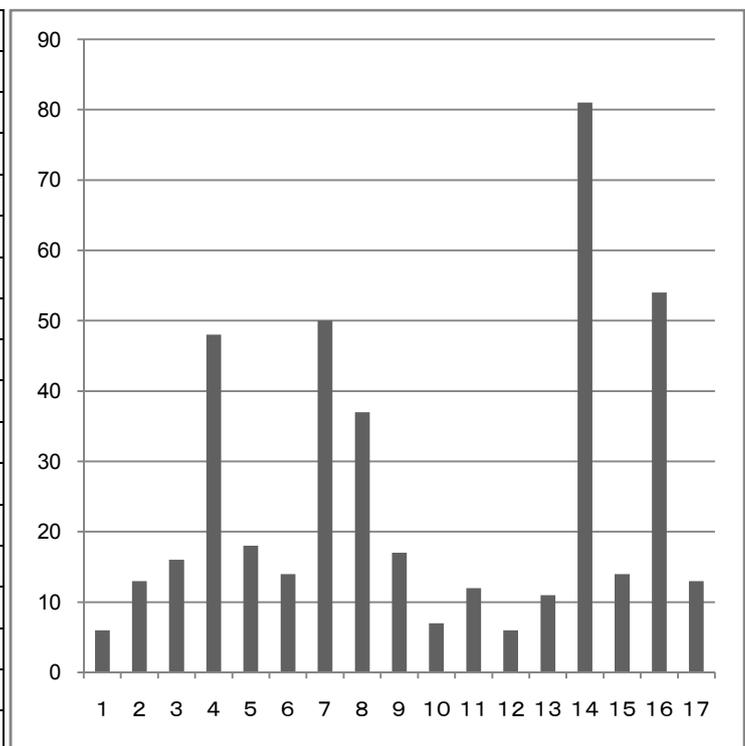
福祉サービスへの満足度は、「満足している」が少し上回りましたが、「満足していない」という方もおおよそ半数となっています。「満足していない」理由は、「適切なサービスが分からない」、「サービスの使い方がわからない」という意見が多く見られました。



### ②今困っていること

今困っていることについては、「将来への不安」、「収入がない」、「健康への不安」が多数を占めています。

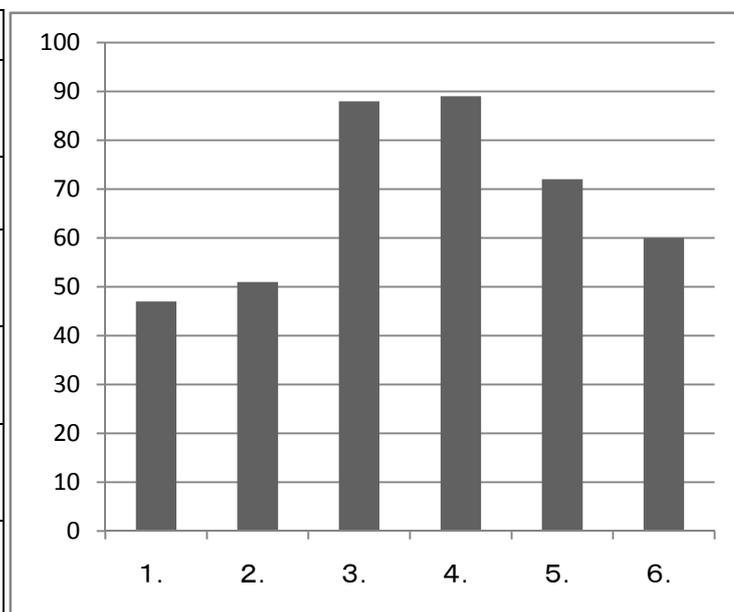
	人
1. 介助者がいない	6
2. 急用時に介助者がいない	13
3. 仕事がない	16
4. 生活に十分な収入がない	48
5. 趣味や生きがいをもてない	18
6. 結婚できない	14
7. 自分の健康や体力に自信がない	50
8. 家族などの健康状態が不安	37
9. 必要な情報が得られない	17
10. 通学・通院の交通手段がない	7
11. 近所の人との関係	12
12. 必要なサービス等が受けられない	6
13. 入所できる施設がない	11
14. 将来、どのように生活するか不安	81
15. 相談できる人がいない	14
16. 特に困っていることはない	54
17. その他	13



### ③今後、どのような支援が必要か

今後、必要な支援については、「必要なサービスの利用」、「経済的な不安」、「相談する場所や人」という意見が多く見られました。

	人
1. ご自宅で医療ケアなどが適切に得られること	47
2. 障がいを持つ方に適した住居の確保	51
3. ご自宅で暮らしていくために必要なサービスが適切に利用できること	88
4. 通院や交通にかかるお金など経済的な負担が軽くなること	89
5. 困った時に相談できる人や場所があること	72
6. 障がいについての周囲の人(地域住民)の理解があること	60



### 3 会津坂下町の障がい者福祉に関する課題

#### (1) 情報提供、相談支援の検討

##### ①情報提供の充実、情報提供経路の検討

アンケート調査では、相談窓口がわかりにくいとの意見がみられます。相談機関に対する情報提供の充実、情報提供経路の検討が求められます。

また、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」により、障がい福祉サービスの対象に「難病等」が加わり、必要と認められた障がい福祉サービスの受給が可能となっています。難病のある人に向けた障がい福祉サービスに対する情報提供が必要です。

##### ②相談支援体制の質・量の充実

現在、町では1つの相談支援事業所に委託し、さまざまな相談に対応する体制を整えていますが、相談内容は年々複雑化、相談件数も増加しています。今後は、質、量ともに相談支援体制のさらなる充実が必要です。

##### ③虐待防止のための対策

家庭や施設での障がいのある人に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

それに基づき、会津坂下町では平成25年4月に会津坂下町障がい者虐待防止・対応マニュアルを作成しました。今後も相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等と連携しながら、障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見、対応に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 社会参画の推進

##### ①就労支援の充実

充実を望む施策では、特に知的障がい、精神障がいで「働く場の確保や就労の定着」が求められています。今後の就労希望では、一般就労による障がいのある人の雇用を促進する方策を検討する必要があります。

#### (3) 地域で安心して生活し続けるための支援

##### ①障がい福祉サービスの提供体制の充実

町内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障がい福祉サービスの実績も年々増えています。また、平成25年4月から難病のある人も必要と認められた障がい福祉サービスの受給が可能となっています。

一方で、障がい福祉サービス事業所では、人材の確保・育成、有資格者の不足などの人材面に関する不安など、サービスを実施する上でさまざまな課題を抱えています。

増大するニーズに対応するため、事業者のネットワーク構築への支援、情報提供の充実、連携体制の構築等、事業者への支援を検討することも含めて、障がい福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

## ②安心して地域に居住できる基盤づくり

国から、障がい福祉計画については、施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活への移行のさらなる推進とグループホームの充実が示されています。

現在も、障がいのある人に対する地域生活移行支援の中で「住まいの確保」に取り組んできましたが、グループホームの整備をはじめとして引き続き取り組んでいく必要があります。

## ③福祉・保健・医療の連携による一貫した支援体制の構築

町内には、学齢期の放課後等デイサービス事業所が1か所しかなく、療育期間の不足や乳幼児期の身近で気軽な相談窓口による早期対応が必要とされています。障がいの早期発見・早期対応を含む療育・自立訓練体制の充実が必要です。

自立支援協議会専門部会の意見では、乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期とライフステージに応じた一貫した支援の必要性が指摘されています。福祉・保健・医療・その他の関係機関、相談支援事業所が連携を図り、生涯を通じた一貫した支援体制を構築することが必要です。

障がいのある人、難病のある人の地域生活においては、福祉・保健・医療の連携が重要です。適切な医療の支援を行うことは、障がい等の回復・改善を促進するだけでなく、生活の安定につながると考えられます。

## ④要配慮者の具体的な支援体制の構築と障がいに応じた避難所の検討

町内には、単独避難ができず援助者がいない人もいます。避難行動要支援者名簿の登録を進めるとともに、具体的な支援体制を構築することが必要です。

いざという時のために、避難所運営マニュアルの作成等を進める必要があります。その際には各障がい者福祉団体等への意見聴取を行うことも考えられます。

また、障がい福祉サービス事業所へは、災害時に、利用者への安否確認、避難協力、施設の福祉避難所としての提供、避難場所へのヘルパー派遣等の協力をお願いするとともに、具体的に災害時の連携体制を構築する必要があります。

# (4) 支え合う仕組みづくりの促進

## ①地域との交流の促進

災害に備えて町民や事業者等が行政と協働で取り組むためにも、日ごろから障がいのある人が地域との交流を進めるための方策を検討する必要があります。

## ②障がい者福祉団体の活動支援・連携の推進

障がい者福祉団体が、「後継者問題」、「財政問題」、「活動場所の確保」などの多様な問題を抱えています。町では、障がい者福祉団体との連携を今後も深めながら新たな協働のあり方について検討することが必要です。

## **(5) 福祉のまちづくりの推進**

### **① ノーマライゼーションの推進**

障がいのある人とない人が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿であるという考え方に対しては、まだまだ理解されていないのが現状です。障がい者福祉団体に協力をいただきながら、すべての障がいに対する町民に向けた一層の情報提供、啓発を推進する必要があります。

### **② バリアフリーの推進**

会津坂下町では、現在も道路や歩道の段差解消、思いやり駐車場増加、街中へのベンチの設置など、バリアフリーのまちづくりに取り組んでいますが、更に推進することが望まれます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の理念と考え方

#### (1) 計画の理念

会津坂下町では、「障がいのある人もない人も、町民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくる」ことを計画の理念とし、会津坂下町障がい者計画・障がい福祉計画を改訂することとなりました。

『自立（自律）』とは、どんなに重度の障がいがあっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障がいがあってもなくても、同じ地域で暮らす普通の町民として生活していけることをめざしたサービスの構築と、地域で暮らす人々の理解と配慮が必要となります。特に、障がいのある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障がいのある人のためだけのものではなく、すべての町民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障がいのある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、「すべての障がいのある人」※が安心して暮らせるまちは、すべての町民にとっても安心して暮らせるまちになります。

すべての障がいのある人のための計画づくりは、すべての町民にとっても明日をひらくものになります。これらの考え方をふまえ、この計画のめざすべき基本的な考え方を次のように位置づけます。

※「すべての障がいのある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障がい、発達障がいなど日常生活にさまざまな障がいのある人を含みます。

#### (2) 計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

##### ①すべての町民のための計画

すべての障がいのある人に地域生活に必要な支援やサービス等が提供されることは、町民の安心にもつながります。

この計画は、障がいに対する心のバリアを取り除き、より多くの町民の理解と近隣の自然なサポートが得られるように、すべての町民に投げかけるものとします。

##### ②すべての障がいのある人を対象とした計画

障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、障害者手帳の対象になっていないものの、難病のある人や高次脳機能障がい、発達障がいなど日常生活にさまざまな障がいのある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人などへの支援体制の整備が求められています。

この計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、すべての障がいのある人が地域生活に必要な支援やサービス等を受けられることをめざすものです。

### ③サービスの質と量の確保

「障害者自立支援法」が見直され、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から「障害者総合支援法」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を必ず定めることとされたため、会津坂下町のこれまでのサービス水準を維持しつつ、サービスの提供体制を確保していきます。

### ④すべての施策における障がいのある人への配慮

障がいのある人へのサービスのほとんどが、障がい者福祉施策として提供されているのが現状ですが、障がいのある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

すべての施策において障がいのある人への配慮がなされることにより、すべての町民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

### ⑤障がいのある人への家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障がいのある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障がいのある人の家族の負担は大きく、家族が将来の見通しに対する不安を抱えている場合もあります。病院や入院施設からの地域生活への移行をめざす中、家族に頼らなくても障がいのある人が安心して地域生活を送れるような支援をめざします。

## 2 計画の基本目標

「障がいのある人もない人も、町民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・会津坂下の実現」に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

### (1) 情報提供と相談支援機能の充実

- 多様な情報提供の仕組みを整備するとともに、コミュニケーション手段の確保を促進します。
- すべての障がいのある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実させます。
- 障がいのある人の権利が擁護されるような体制を充実します。
- 家庭や施設、職場での障がいのある人に対する虐待を防ぎます。

#### 【取り組む方向】

- ・情報提供体制の充実
- ・すべての障がいのある人に向けた相談支援
- ・権利擁護の推進

### (2) 障がいのある人の社会参画の推進

- 地域交流、地域活動への参加を推進します。
- 障がいのある人が選択の幅を狭めることなく、学習できる環境の整備や機会の提供を行います。
- 障がいのある人の一般就労への支援、定着を図ります。

#### 【取り組む方向】

- ・地域活動、社会活動への参加促進
- ・学習機会の拡大
- ・就労への支援

### (3) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- 障がいのある人が尊厳をもって地域で安心して暮らし続けられるように、在宅サービスの充実や安心して住める環境づくりに努めます。
- 健康づくりへの支援を行うとともに、障がいの早期把握、障がいに応じた適切な療育・自立訓練体制を強化します。
- 障がいの状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した一貫した支援をめざします。
- 年金や手当などの充実を要請します。
- 災害時の安心・安全が確保できるように要配慮者の支援体制を構築するとともに、災害時における福祉避難所の確保とあり方を検討します。

#### 【取り組む方向】

- ・在宅サービスの充実
- ・安心して住める環境づくり
- ・保健、医療との連携促進
- ・障がいのある児童への支援
- ・経済的支援体制の強化
- ・要配慮者支援体制の構築と避難所の検討

#### **(4) 支え合う仕組みづくりの推進**

- 障がいのある人を地域の協働により支えあう体制を強化します。
- 障がい者福祉を支える人材を確保します。
- 障がい者福祉団体の活動を支援するとともに、連携して事業を推進します。
- サービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

##### **【取り組む方向】**

- ・地域の協働による支え合い体制
- ・地域の福祉人材の確保
- ・障がい者福祉団体の活動支援、協働
- ・障がい福祉サービス事業所への支援

#### **(5) 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進**

- 障がいのある人への理解を浸透させ、ノーマライゼーションを徹底します。
- 移動や公共機関利用の不便の解消に努めます。

##### **【取り組む方向】**

- ・町民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
- ・バリアフリーの推進

### 3 計画の体系

目 標	方 針	施 策
1 情報提供と相談支援機能の充実	(1)情報提供体制の充実	①総合的な情報提供体制の充実 ②コミュニケーションの円滑化の促進
	(2)すべての障がいのある人に向けた相談支援	①相談機能の充実 ②すべての障がいのある人に向けた生活支援
	(3)権利擁護の推進	①権利擁護事業の充実
2 障がいのある人の社会参加の推進	(1)地域活動、社会活動への参加促進	①地域交流の促進 ②外出時の支援の充実 ③障がいのある人の参加による多様な計画の推進
	(2)学習機会の拡大	①教育相談の充実 ②学校教育の充実 ③生涯学習やスポーツの機会の充実
	(3)就労への支援	①一般就労への支援 ②作業所などの就労機能の強化
3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	(1)在宅サービスの充実	①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携強化 ⑥介護者への支援
	(2)安心して住める環境づくり	①地域生活支援拠点の整備 ②地域での住まいの確保 ③民間賃貸住宅への入居支援 ④地域生活への移行と定着
	(3)保健・医療との連携促進	①健康づくりへの支援 ②障がいの早期把握・早期対応
	(4)障がいのある児童への支援	①療育体制の充実 ②学校教育の充実 ③放課後対策
	(5)経済的支援体制の強化	①年金や手当などの充実
	(6)災害時の支援体制の構築と避難所の検討	①要配慮者支援 ②福祉避難所の確保
4 支え合う仕組みづくりの促進	(1)地域の協働による支え合い体制	①機関・施設・団体間の連携支援 ②団体・機関のネットワーク化 ③地域での交流・協働活動の促進 ④障がい者施設の地域への開放
	(2)地域の福祉人材の確保	①地域の人材などの活用 ②ボランティアの育成
	(3)障がい者福祉団体の活動支援、協働	①自主活動への支援
	(4)障がい福祉サービス事業所への支援	①サービス提供に携わる事業所・人材の育成
5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進	(1)町民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	①ノーマライゼーションの理念の普及 ②障がいのある人への理解・啓発事業の充実
	(2)バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化

## 第3章 重点施策

### 1 相談支援機能の充実

現在は会津坂下町と委託相談支援事業所が連携し、さまざまな相談に対応する体制を整えています。しかし、相談内容は年々複雑化し、相談件数も増加しています。

また、障がい福祉サービスのサービス等利用計画の作成・見直しを行う指定特定相談支援事業所も不足している状況です。

すべての障がいのある人が気軽に相談できる体制を確保するために、会津坂下町と各相談支援事業所が連携を図るとともに、相談支援に携わる人材の育成・確保を行います。また、サービス等利用計画を作成するための指定特定相談支援事業所の体制を確保します。

#### (1) 相談支援に携わる人材の育成・確保

委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行います。

また、障がいのある人がサービスを選択・決定・利用するうえで、利用者の立場に立った適切な支援を行うため、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。

#### (2) サービス等利用計画を作成する事業所の拡大

事業所のサービス等利用計画作成への参入を促進し、すべての障がい福祉サービス利用者に対し計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。

#### (3) 関係機関のネットワークの構築

障がいのある人の相談支援については、会津坂下町、委託相談支援事業所が中心になって行いますが、関係機関、他の事業所等でも相談を受けることはあります。そのため、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会を中心に関係機関によるネットワークを構築し、各機関が連携を図りながら、相談支援体制を構築します。なお、漠然とした悩みを抱えた方については、町が相談を受け、必要なネットワークにつないでいきます。

## 2 就労支援の強化

知的障がい、精神障がいのある人で、働く場の確保や就労の定着を求める人が多くなっており、今後の就労希望では、一般就労への希望も少なくありません。現在は、就労支援事業を中心に、委託相談支援事業所と連携しながら一般就労への支援を進めていますが、一般企業への就職率は、依然として低い状況にあります。

また、国の方向としても、障がい福祉計画については、更に一般就労を進めること、就労移行支援事業の強化が求められています。

一般就労を進めるために、関係機関との連携により一般就労への支援を充実するとともに、就労の定着化を図ります。また、就労支援事業の強化も行います。

### (1) 各機関の連携の一層の強化

学校、ハローワーク、就労支援事業所、委託相談支援事業所、役場等が連携を図りながら、一般就労を進めるとともに、定着支援の強化に努めます。また、障がいのある人の雇用を進めるように企業への働きかけを行います。

また、就労支援事業所以外でも、生産活動や就労につながるような訓練を行っているため、その事業所とも上記の各機関が連携を図ります。

### (2) 就労支援事業の強化

就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の利用者数を増加することで、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。

### (3) 精神障がいに対応する就労支援相談体制の強化

精神障がいのある人に対応する就労支援相談体制の強化に努めます。

### 3 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるために、これまでもグループホームの整備が進められてきましたが、十分とは言えない状況です。

また、親の高齢化により複合的な課題を抱える家庭が多くなっているとともに、親亡き後に地域で安心して過ごすための支援も求められています。

国の方向としても、障がい福祉計画については、施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活への移行のさらなる推進とグループホームの充実が示されています。

そのため、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域生活の基盤のひとつであるグループホームの整備を進めるとともに、地域生活支援拠点の整備を行います。また、権利擁護事業の更なる普及・充実にも取り組みます。

#### (1) グループホームの誘致

障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場として、グループホームの整備を図ります。

#### (2) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、圏域内の相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連携により、地域資源を最大限に活用した地域生活支援拠点の面的整備をめざし、近隣市町村と協議を進めます。

※地域生活支援拠点とは、共同生活援助（グループホーム）事業者や相談支援事業者、医療機関、日中活動系事業所、訪問系（ホームヘルプ等）事業所等が連携し効果的な支援を行う拠点。

#### (3) 権利擁護事業の推進

精神・知的障がい者等で判断能力が不十分な人が、安心して地域生活ができるように、権利擁護事業を推進します。福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を行うとともに、財産管理や生活・療養面の配慮（身上監護）を行う成年後見制度の利用支援や助言を行います。

また、会津坂下町生活課福祉健康班で障がい者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭や施設、職場での障がいのある人に対する虐待の防止に努めます。

#### 4 障がい福祉サービスの安定的な供給

会津坂下町の手帳所持者数は増加傾向にあり、障がい福祉サービスの実績も年々増えています。また、平成25年4月から難病のある人も必要と認められた障がい福祉サービスの受給が可能となっています。

一方で、障がい福祉サービス事業所は赤字の事業所も少なくなく、多くの事業所が人材の確保・育成、有資格者の不足などの人材面に関する不安など、サービスを実施する上でさまざまな課題を抱えています。

そのような課題を解決し、町内事業者のサービスの質を平準化する取組みが求められます。

##### (1) 事業者ネットワークの構築

自立支援協議会専門部会の組織を活用し、部会に参画する事業者間で課題を共有することで解決に向けた方向性を検討するとともに、町から事業者への情報提供・指導を行うことで町内事業者のサービスの質の平準化をめざします。

##### (2) 障がい福祉サービスの提供体制の充実

障がい福祉サービス等の提供体制等の確保における基本的な考え方、成果目標等を達成するために必要な見込量を設定し、定期的に分析・評価しながら、確保に努めます。

## 第4章 計画の目標に向けた取組み

### 目標1 情報提供と相談支援機能の充実

障がいのあるすべての人の個人の尊厳と自己決定を実現するためには、サービスについての情報提供とともに、一般的な相談、利用計画の作成に至るまでの総合的な支援体制を構築することが重要です。そのため、さまざまな方法で情報を入手でき、また身近な場所で相談できる体制を整備します。

また、判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用し、地域で生活できるように権利擁護体制を整備します。

#### (1) 情報提供体制の充実

適切なサービスの選択を支援するため、多様な情報提供の仕組みを整備するとともに、さまざまな障がいに対応した適切な情報を入手することができるよう、コミュニケーション手段の確保を促進します。

##### ①総合的な情報提供体制の充実

事業名	内容
1. わかりやすい情報の提供	・サービスの内容をわかりやすく説明した「しおり」を発行するなど、適切な情報の提供に努めます
2. 多様な媒体を活用した情報の提供	・必要とする情報が容易に入手できるよう、町や社会福祉協議会の広報、ホームページなど多様な媒体を活用した情報提供を進めます

##### ②コミュニケーションの円滑化の促進

事業名	内容
3. 意思疎通支援事業 (地域生活支援事業)	・聴覚障がいまたは言語障がいのある人が意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します

#### (2) すべての障がいのある人に向けた相談支援

すべての障がいのある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能の充実を図ります。サービス等利用計画を作成するための指定特定相談支援事業所の体制を確保します。

##### ①相談機能の充実

事業名	内容
4. 委託相談支援事業所における相談機能の充実	・障がいのある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、町と委託相談支援事業所が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します ・障がいのある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります ・福祉サービスをうまく利用できない人や、難病患者、高次脳機能障がい・発達障がいのある人に対し、積極的に相談支援を実施するとともに、サービス内容の周知を図ります ・委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行います

事業名	内容
5. サービス等利用計画を作成する事業所の拡大	・事業者のサービス等利用計画作成への参入を促進し、すべての障がい福祉サービス利用者に対し、計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します
6. 相談支援専門員の育成・確保	・障がいのある人がサービスを選択・決定・利用する際に、利用者の立場に立った適切な支援が行えるよう、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます
7. 地域自立支援協議会の活用	・相談支援機能の向上のため、個別支援会議等で指摘された地域の課題を会津坂下町障がい者地域自立支援協議会を通じて共有し、課題解決に向けて協議します

## ②すべての障がいのある人に向けた生活支援

事業名	内容
8. 委託相談支援事業所を中心とした生活支援	・委託相談支援事業所が中心となって、利用者への総合的な相談内容に対応する関係機関と連携し、障がいのある人の生活支援体制を確立します
9. 切れ目のない支援体制の構築	・関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした幼少期からのライフステージを見通した支援をめざします ・ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、会津坂下町障がい者等地域自立支援協議会子ども部会で検討されている「個別支援ファイル（サポートブック）」の活用を図ります

## (3) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な人が安心して地域生活ができるように、権利擁護事業を推進します。また、「障害者虐待防止法」の成立を受け、関係機関との連携を強化しながら、障がいのある人に対する虐待の防止に努めます。

### ①権利擁護事業の充実

事業名	内容
10. 権利擁護事業の充実	・判断能力が不十分な障がいのある人に対して行う地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用支援を行う権利擁護事業を充実します
11. 虐待の防止	・会津坂下町生活課福祉健康班で障がい者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭や施設、職場での障がいのある人に対する虐待の防止に努めます

## 目標2 障がいのある人の社会参加の推進

障がいのある人一人ひとりが地域で自立した暮らしができるためには、社会参加への手段・機会の確保、就労への支援が重要です。

地域交流につながるイベント等を開催するとともに、地域活動・社会活動への参加を促進します。また、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた学習機会の提供が行われるよう、生涯学習にも力を入れます。さらに、障がいのある人一人ひとりの意思や能力に応じた選択ができるよう、就労への支援を行います。

### (1) 地域活動、社会活動への参加促進

障がいのある人の地域交流につながるイベント等を開催するとともに、地域活動・社会活動への参加の手段を整備します。また、会津坂下町で策定する各種計画の推進について障がいのある人の参加を図ります。

#### ①地域交流の促進

事業名	内容
12. 福祉啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体活動の交流の「場」の確保や、障がいのある人と町民が交流を深めるため、会津坂下町社会福祉協議会をはじめとする各種団体のイベントを支援します</li><li>・障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、町民が参加できる研修会等を実施します</li></ul>

#### ②外出時の支援の充実

事業名	内容
13. 移動・移送サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人の地域活動、社会活動への参加を促進するために移動・移送サービスの充実を図ります</li></ul>

#### ③障がいのある人の参加による多様な計画の推進

事業名	内容
14. 多様な計画の点検評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人が障がい者計画をはじめとして、障がい者福祉に関連する多様な町の計画に関し、提言や点検・評価に参加する機会の確保に努めます</li></ul>

### (2) 学習機会の拡大

障がいのある人が選択の幅を狭めることなく、学習することができる環境の整備や機会の提供を行います。学校教育においては、各自の能力、特性等を十分に伸ばして成長し、発達していくために、個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、周囲の理解を深めます。

#### ①教育相談の充実

事業名	内容
15. 特別支援相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障がいを含む障がいのある児童・生徒のライフステージを見通し、一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸長するために、各種相談に応じ、教育的支援を行います</li></ul>

## ②学校教育の充実

事業名	内容
16. 特別支援教育の充実	・保護者や関係機関との連携を図りながら、障がいのある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます
17. 通学時等の支援の検討	・障がいのある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援、通学の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します

## ③生涯学習やスポーツの機会の充実

事業名	内容
18. 生涯学習の場や機会の充実	・障がいのある人が各地区コミュニティセンター等で実施している各種講座に参加しやすいように配慮に努めます
19. スポーツに親しむ機会の拡大	・障がいのある人とボランティアや町民とのふれあいを通して、町民相互の理解を深めます ・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障がい者団体などに指導員を派遣します

### (3) 就労への支援

一般就労を進めるために、関係機関との連携により一般就労への支援を充実するとともに、就労の定着化を図ります。

また、作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、一般就労などへつなげていけるよう、委託相談支援事業所と連携し、相談・支援体制を充実します。

#### ①一般就労への支援

事業名	内容
20. 特別支援学校・ハローワークなどとの連携	・就労支援事業所等が特別支援学校・ハローワーク等と連携し、一般企業や公的機関などに対して雇用を要請するなど、障がいのある人の雇用促進を図ります
21. 就労支援体制	・就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活にあわせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します ・障がいのある人への就労に関する情報の提供に努めます
22. ジョブコーチの活用	・障がいのある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員など、障がいのある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ(現場適応支援者)を、関係機関の協力の下に活用し、障がいのある人の職場への適応及び定着を支援します
23. 障がいのある人の職域の拡大	・障がいのある人の能力に着目した職域の拡大を推進するとともに、一般企業や公的機関などとの連携を図り、障がいのある人の雇用促進を図ります

## ②作業所などの就労機能の強化

事業名	内容
24. 就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します</li> </ul>
25. 就労継続支援 (A型・B型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します</li> </ul>
26. 作業所等への調達の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障がい者優先調達推進法」の趣旨に則して、作業所等への町からの委託業務等を拡大するとともに、町内にある公的機関や民間の事業所での発注の促進を図ります</li> </ul>

### 目標3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人の住まいの確保や日常生活の支援、保健・医療との連携、避難行動要支援体制、防犯対策など、さまざまな施策の充実を行います。

#### (1) 在宅サービスの充実

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの質と量の確保を行います。

また、本人や介護者の高齢化などにより、高齢者福祉サービス・介護保険サービスとの連携を行います。介護者への支援も充実し、利用者への適切な相談とあわせて、個々の状況に応じたサービスの提供体制の整備を進めます。

#### ①ホームヘルプサービスの充実

事業名	内容
27. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	・身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障がいのある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します
28. 移動支援事業 (地域生活支援事業)	・外出する際の支援が必要な障がいのある人に、ガイドヘルプサービスを提供します

#### ②日中の活動の場の充実

事業名	内容
29. 生活介護	・常に介護を必要とする障がいのある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します
30. 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）	・障がいのある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供します
31. 就労移行支援 (再掲 24)	・一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します
32. 就労継続支援 (A型・B型) (再掲 25)	・一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します
33. 療養介護	・医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します
34. 短期入所	・自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立をめざす場合、入院・入所中の人々が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します
35. 日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	・障がいのある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所を実施します

### ③福祉機器の活用による自立支援の促進

事業名	内容
36. 補装具の交付	・障がいの状況に応じた適切な相談とあわせ、身体機能の維持・向上を目的とする補装具を交付します
37. 日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	・障がいの状況に応じた適切な相談とあわせ、日常生活の利便性の向上を目的とする日常生活用具を給付します

### ④移動・移送サービスの充実

事業名	内容
38. 自動車運転免許取得・改造助成事業（地域生活支援事業）	・自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障がいのある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を支援します
39. 福祉移送の支援	・障がいのある人の移動を支援するため、NPO法人等と連携した福祉移送を支援します

### ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携強化

事業名	内容
40. 高齢者・介護保険サービスとの連携	・ホームヘルパーの派遣など、同一世帯で利用する共通の高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります

### ⑥介護者への支援

事業名	内容
41. 短期入所（再掲 34）	・自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立をめざす場合、入院・入所中の人々が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します
42. 日中一時支援事業（地域生活支援事業）（再掲 35）	・障がいのある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所を実施します

## (2) 安心して住める環境づくり

障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するために、グループホームの整備、公営住宅の障がい者入居支援や民間賃貸住宅への入居支援を進めるとともに、地域生活支援拠点の整備を行います。

### ①地域生活支援拠点の整備

事業名	内容
43. 地域生活支援拠点の整備	・障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、圏域内の相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連携により、地域資源を最大限に活用した地域生活支援拠点の面的整備をめざし、近隣市町村と協議を進めます

### ②地域での住まいの確保

事業名	内容
44. 共同生活援助	・障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場であるグループホームの整備を図ります ・入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います
45. 施設入所支援	・施設に入所する障がいのある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します

### ③民間賃貸住宅への入居支援

事業名	内容
46. 民間賃貸住宅あっせん事業	・住宅に困窮する障がいのある人の世帯に対して、民間賃貸住宅をあっせんし、入居を支援します

### ④地域生活への移行と定着

事業名	内容
47. 地域移行支援・地域定着支援	・施設に入所している人や精神科病院に入院している人に対し、地域活動に関する相談や住まいの確保などを行い、円滑な地域生活への移行を図ります ・支援が必要な方に対し、安定した地域生活への定着を図ります

### (3) 保健・医療との連携促進

健康相談の実施や医療費助成の充実など、自ら行う健康づくりへの支援を充実します。

また、障がいのある人の自立生活の実現のため、障がいの早期把握に努めるとともに、障がいの状況に応じた適切な療育・自立訓練体制を強化します。

#### ①健康づくりへの支援

事業名	内容
48. 訪問支援	・疾患等を抱えている在宅の障がいのある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護の充実を国・福島県へ要請します
49. 健康に関する知識の普及と相談	・各種の健康教育、健康相談を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます ・生活習慣病の予防等のために保健・医療・福祉が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する相談を実施します

#### ②障がいの早期把握・早期対応

事業名	内容
50. 母子保健事業による早期把握・対応	・健康診査を通じて、障がいの早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な児童の育成を支援します
51. 民生児童委員、保育士等との協力による障がいの早期把握	・地区担当保健師を中心に、民生児童委員、保育士等が、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療・教育機関と連携を図りながら、障がいの早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制を構築します
52. 関係機関の連携による障がいの早期対応	・障がいの早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育システムを構築します ・障がいのある人、難病のある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療の連携を行い、障がい、難病の早期把握・早期対応に努めます

#### (4) 障がいのある児童への支援

障がいのある児童の持てる能力や可能性を最大限に引き出すために、各機関が連携を図りながら、障がいの状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した一貫した支援をめざします。幼少期は、療育体制の充実と障がい児保育の実施、学童期は学校教育の充実と放課後対策を行います。

##### ①療養体制の充実

事業名	内容
53. 児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します</li> <li>・医療型児童発達支援では、上記とともに治療を提供します</li> </ul>
54. 切れ目のない支援体制の構築（再掲9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした幼少期からのライフステージを見通した支援をめざします</li> <li>・ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、会津坂下町障がい者等地域自立支援協議会子ども部会で検討されている「個別支援ファイル（サポートブック）」の活用を図ります</li> </ul>
55. 家族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関によるきめ細やかな情報提供と相談の充実により、療育が必要な子どもの家族を支援します</li> <li>・療育が必要な子どもやその家族、保育所等の職員に対し、施設への訪問支援を行います</li> </ul>

##### ②学校教育の充実

事業名	内容
56. 特別支援教育の充実（再掲16）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や関係機関との連携を図りながら、障がいのある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます</li> </ul>
57. 通学時等の支援の検討（再掲17）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援、通学の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します</li> </ul>

##### ③放課後対策

事業名	内容
58. 放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後に親が不在である小学生を対象に、学童クラブで障がい児の受け入れを実施します</li> </ul>
59. 放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢期の児童を対象に、生活能力を伸ばす訓練や社会との交流を促進する活動を放課後や休日に行います</li> </ul>

## (5) 経済的支援体制の強化

自立した生活を送るためには経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労のみでは生活を支えることが難しいのが現状です。そのため、生活保障としての年金や手当などが適切に支給されるような体制を整備します。

### ①年金や手当などの充実

事業名	内容
60. 年金や手当などの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人の生活を保障する年金制度について、日本年金機構と連携し、正確な情報提供を行います</li><li>・障がいのある人に手当を支給するとともに、精神障がいのある人への拡大を国・県へ要請します</li></ul>

## (6) 災害時の支援体制の構築と避難所の検討

災害時にも障がいのある人の安心・安全が確保できるように、具体的支援も含めて要配慮者の支援体制を構築します。また、障がいのある人の避難所に対する不安を解消するために、福祉避難所の確保とあり方の検討を行います。

### ①要配慮者支援

事業名	内容
61. 要配慮者支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します</li><li>・平常時から要配慮者と接している地域住民、関係者や医療機関と連携を図りながら、地域での支援ネットワークを構築し、情報伝達、具体的支援も含めて要配慮者の支援体制を構築します</li></ul>

### ②福祉避難所の確保

事業名	内容
62. 福祉避難所の確保とあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい福祉サービス事業所との連携も含めて、福祉避難所の確保に努めます</li><li>・障がい者福祉団体に協力をいただきながら、各障がいに対応した避難所の検討を行います</li></ul>

## 目標4 支え合う仕組みづくりの促進

すべての町民が地域の一員としていきいきと暮らすためには、障がいのある人、町民、NPO・ボランティア団体、行政、関係機関などが協働し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域での問題を解決していくことが求められています。地域での支え合う仕組みづくりを促進するとともに、その核となる人材育成に取り組みます。

### (1) 地域の協働による支え合い体制

障がいのある人や家族・介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化に伴い、必要とする支援内容も多様化しています。このため、必要に応じて複数のフォーマル・インフォーマルな支援が連携・協働して行う必要があります。

各機関・施設・団体のネットワーク化を図り、地域の協働による支え合い体制の構築をめざします。

#### ①機関・施設・団体間の連携支援

事業名	内容
63. 関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	・複数の機関が連携して効果的な支援を行うため、町・関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します

#### ②団体・機関のネットワーク化

事業名	内容
64. 団体・機関のネットワークの構築	・会津坂下町障がい者等地域自立支援協議会を運営し、障がいのある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政がともに福祉施策のあり方などについて考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークを構築します

#### ③地域での交流・協働活動の促進

事業名	内容
65. ボランティアなどによる地域サービスへの支援	・障がいのある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティアなど、地域活動グループへの支援を拡充します

#### ④障がい者施設の地域への開放

事業名	内容
66. 施設と地域活動との連携	・障がい者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、町民の障がいに対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域における社会資源としての活用を促進します

## (2) 地域の福祉人材の確保

支えあう仕組みづくりを促進するためには、活動を支える人材の確保が不可欠です。そのため、福祉分野で活躍してきた人材の登録、ボランティアの育成を図るなど、地域の福祉人材の確保に努めます。

### ①地域の人材などの活用

事業名	内容
67. 多様な人材の育成・確保	・退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産（社会資源）として、その効果的な活用を図ります
68. 障がいのある人の技能等の活用	・芸術・文化・スポーツ等の分野で優れた知識・経験・技能等のある障がいのある人を各種講座の講師として活用します

### ②ボランティアの育成

事業名	内容
69. ボランティアの育成	・障がいのある人を支援するボランティアの育成に努めます ・学校教育などの場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します

## (3) 障がい者福祉団体の活動支援、協働

当事者団体や家族等の自主活動は、障がいのある人・家族同士の交流を活性化し、解決できなかった悩みや迷いを互いに解消する機会となります。自主活動を支援するとともに、協働体制の構築について検討します。

### ①自主活動への支援

事業名	内容
70. 当事者団体や家族会の活動への支援、協働	・当事者や家族が相互に情報交換するとともに、主体的な活動を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会活動を支援します

## (4) 障がい福祉サービス事業所への支援

障がい福祉サービス事業所は、人材面に関する不安などサービスを実施する上でのさまざまな課題を抱えています。その課題の解消に向けて、サービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

### ①サービス提供に携わる事業所・人材の育成

事業名	内容
71. サービス提供に携わる事業所の育成	・地域で活動しているさまざまな団体やNPO法人等を障がい福祉サービス提供事業所として育成するなど、サービス提供事業所の育成を図ります
72. サービス提供に携わる人材の育成	・高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材に対し障がい分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります

## 目標5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も個人として尊重される地域社会を実現するためには、すべての町民がノーマライゼーションの理念を理解し、協働・連携しながら、誰もが対等なパートナーとして福祉のまちづくりに参加できるような体制を整えていく必要があります。

### (1) 町民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

障がいのある人に対する理解はまだ十分とは言えず、地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、支え合いながら活動する社会が求められており、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

#### ① ノーマライゼーションの理念の普及

事業名	内容
73. 福祉啓発 (再掲 12)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係団体活動の交流の「場」の確保や、障がいのある人と町民が交流を深めるため、会津坂下町社会福祉協議会をはじめとする各種団体のイベントを支援します</li><li>・ 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、町民が参加できる研修会等を実施します</li></ul>

#### ② 障がいのある人への理解・啓発事業の充実

事業名	内容
74. 障がいのある人への理解・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障がいの認識と障がいのある人に対する理解を深めるため、さまざまな機会を利用して、町民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます</li></ul>
75. 「障がいのある人」の表記方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町の発行物等の中で「障害者」・「障害のある人」と表記する際には「障がい」を用いるなどの表記方法にします</li></ul>

### (2) バリアフリーの推進

移動に関するバリアフリーを推進するなど、障がいのある人の行動範囲の拡大を図ります。

#### ① 移動のバリアフリー化の推進

事業名	内容
76. 移動ルートの整備 促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として整備し、移動ルートを確保します</li></ul>

## 第5章 障がい福祉計画（第4期）

### 1 障害者総合支援法のポイント

#### （1）障害者総合支援法のねらい

従来の「障害者自立支援法」は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業やその他の必要な支援を総合的に行うことを目的として、平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められました。障害者総合支援法は、平成25年4月（一部・平成26年4月）から施行されています。

障害者総合支援法の概要は以下のとおりです。

#### ①基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。

#### ②障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えています。

#### ③障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障がいの多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めています。

※障害支援区分の認定が知的障がい者・精神障がい者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行っています。

#### ④障がい者に対する支援

- 重度訪問介護の対象拡大
- 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- 地域移行支援の対象拡大
- 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

#### ⑤サービス基盤の計画的整備

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- 基本方針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## (2) サービスの仕組みと内容

### ① サービスの内容

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく会津坂下町が提供するサービスの内容は次のとおりです。

#### ◇ 自立支援給付（障がい福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練（生活訓練）	知的障がい・精神障がいのある人に、一定期間日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護などを提供するサービス
居住系サービス（施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス）	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護その他必要な支援を提供するサービス
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を言い、障がい福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するために活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況にて生活する障がい者につき、当該障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス

#### ◇地域生活支援事業

地域生活支援事業（地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業）	
相談支援事業	総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援などを行う事業
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
日常生活用具給付事業	補装具以外の機器で、日常生活を便利あるいは容易にするものの給付等を行う事業
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業

#### ◇障がいのある児童に向けたサービス

障がい児通所支援（障がいのある児童が施設で利用するサービス）	
児童発達支援	障がいのある児童（療育の必要な児童）に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※医療型児童発達支援では上記とともに治療を提供
放課後等デイサービス	就学時に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス

## 2 成果目標

「会津坂下町障がい福祉計画」では、障がい福祉計画に係る国の基本方針に基づき、障がいのある人の地域生活への移行、地域生活支援、就労支援に関する成果目標を定めています。会津坂下町の成果目標は次のとおりです。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標

平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を平成29年度末までに地域生活へ移行することをめざします。施設入所者数を平成25年度末時点から平成29年度末までに4%以上削減することをめざします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の入所者数 (A)	15人	平成26年3月31日の数
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	2人	(A)のうち、平成29年度末までにGH等へ地域生活に移行する人の数
	13.3%	割合については、(B) / (A)
【目標値】 入所者削減見込み (C)	1人	平成29年度末段階での削減見込数
	6.7%	割合については、(C) / (A)

### (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標

県により把握された、平成24年6月末時点の当町の入院中の精神障がい者数の18%以上を平成29年6月末時点までに地域生活へ移行することをめざします。

項目	数値	考え方
入院中の精神障がい者数 (A)	32人	県の調査による平成24年6月末時点の当町の長期在院者の数
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	6人	(A)のうち、平成29年6月末時点までにGH等へ地域生活に移行する人の数
	18.7%	割合については、(B) / (A)

### (3) 地域生活支援拠点の整備に関する目標

平成29年度末までに圏域内の相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連携により、地域資源を最大限に活用した地域生活支援拠点の面的整備をめざします。

項目	数値	考え方
【目標値】平成29年度の地域生活支援拠点整備数	圏域内1ヶ所	近隣市町村と協議を進め、平成29年度末までに地域生活支援拠点の面的に整備する数

#### (4) 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標

##### ①福祉施設から一般就労への移行者数

平成29年度の福祉施設等から一般就労への移行実績を平成24年度の2倍以上にすることをめざします。

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労者数	0人	平成24年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労した人の数
<b>【目標値】</b> 平成29年度の年間一般就労移行者数	1人	平成29年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労する人の数

※自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のことをいいます。

##### ②就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末までに就労移行支援事業利用者数を平成25年度末時点から60%以上増加することをめざします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数（A）	1人	平成26年3月31日時点の数
<b>【目標値】</b> 平成29年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	2人	平成29年度末までの就労移行支援事業を利用した人の数

##### ③就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合

平成29年度において、町内に就労移行支援事業所が開設され、30%以上の就労移行率をめざします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行率が30%以上の事業所数	0ヶ所	平成26年3月31日時点の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所の数
平成29年度末の就労移行支援事業所数（見込み）	1ヶ所	平成30年3月31日時点の就労移行支援事業所の数の見込み
<b>【目標値】</b> 平成29年度末の就労移行率が30%以上の事業所の数	1ヶ所	平成30年3月31日時点の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所の数

### 3 サービスの見込量と見込量確保のための方策

#### (1) 訪問系サービス

##### ①見込量

実績をみると、平成24年度は196時間でしたが、平成26年度（見込み）は222時間と26時間伸びています。しかし、いずれも計画比を下回っています。

平成27年度以降は、各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

(時間、人/月)

	単位	区分	第3期			第4期			
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護	サービス量	時間	計画	292	292	292	300	340	380
			実績	196	203	222			
		%	計画比	67.1%	69.5%	76.0%			
・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	実利用者数	人	計画	19	19	19	15	17	19
			実績	16	15	15			
		%	計画比	84.2%	78.9%	78.9%			

※平成26年度欄は、7月時点の月あたり実績

##### ②見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供にかかわる事業所・人材を育成します。

また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

## (2) 日中活動系サービス

### ①見込量

生活介護、就労継続支援（B型）は、おおむね計画どおりか計画を上回る実績で推移しています。平成27年度以降も各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

自立訓練（機能訓練）は、町内に事業者もなく利用者数がないこともあり、実績がありません。平成27年度以降も実績から利用者数なしと見込みます。

自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）、短期入所は、実績が計画値を下回っていますが、平成25年度から26年度（見込み）は増加傾向にあるため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

(人日、人/月)

	単位	区分	第3期			第4期			
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
生活介護	サービス量	人日	計画	537	537	537	726	748	770
			実績	519	513	550			
		%	計画比	96.6%	95.5%	102.4%			
	実利用者数	人	計画	26	26	26	33	34	35
			実績	30	33	31			
		%	計画比	115.4%	126.9%	119.2%			
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	人日	計画	82	82	82	44	66	88
			実績	11	21	32			
		%	計画比	13.4%	25.6%	39.0%			
	実利用者数	人	計画	5	5	5	2	3	4
			実績	1	2	2			
		%	計画比	20.0%	40.0%	40.0%			

※平成26年度欄は、7月時点の月あたり実績

(人日、人/月)

	単位	区分	第3期			第4期			
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
			計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	
就労移行支援	サービス量	人日	計画	52	52	52	66	88	110
			実績	36	9	0			
		%	計画比	69.2%	17.3%	—			
	実利用者数	人	計画	3	3	3	3	4	5
			実績	2	2	0			
		%	計画比	66.7%	66.7%	—			
就労継続支援 (A型)	サービス量	人日	計画	40	40	40	66	88	110
			実績	25	24	30			
		%	計画比	62.5%	60.0%	75.0%			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	3	4	5
			実績	2	2	2			
		%	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
就労継続支援 (B型)	サービス量	人日	計画	395	395	395	748	792	836
			実績	312	480	568			
		%	計画比	79.0%	121.5%	143.8%			
	実利用者数	人	計画	23	23	23	34	36	38
			実績	18	38	35			
		%	計画比	78.3%	165.2%	152.2%			
療養介護	実利用者数	人	計画	5	5	5	5	5	5
			実績	5	5	5			
		%	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
短期入所	サービス量	人日	計画	106	106	106	168	196	224
			実績	23	28	30			
		%	計画比	21.7%	26.4%	28.3%			
	実利用者数	人	計画	11	11	11	12	14	16
			実績	6	6	5			
		%	計画比	54.5%	54.5%	45.5%			

※平成26年度欄は、7月時点の月あたり実績

## ②見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供にかかわる事業所・人材を育成します。また、事業所主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

### (3) 居住系サービス

#### ①見込量

施設入所支援は、実績をみると、計画より減少傾向にあります。平成27年度以降も引き続き入所者の地域移行促進に努め、減少傾向が継続すると見込みます。

グループホームは、実績をみると、増加傾向でありおおむね計画どおり推移しています。平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

(人日、人/月)

	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
施設入所支援	人	計画	22	22	22	14	13	12
		実績	18	17	15			
	%	計画比	81.8%	77.3%	68.2%			
グループホーム	人	計画	18	18	18	20	23	25
		実績	15	19	20			
	%	計画比	83.3%	105.6%	111.1%			

※かっこ内の数値は、旧体系サービス利用者を含んだ数値です。

※平成26年度欄は、7月時点の月あたり実績

#### ②見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保します。

グループホームについては、増加傾向にある見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。また、障がいのある人が地域のグループホームで生活することへの町民の理解を深める普及啓発活動を図ることに努めます。

## (4) 相談支援サービス

### ①見込量

計画相談支援は、実績をみると、増加傾向にあり、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

地域移行支援・地域定着支援は、実績がありませんが、平成27年度以降も引き続き地域以降の促進に努めることから、実績が出ると見込みます。

(人/月)

	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	人	計画	5	5	5	20	21	22
		実績	6	10	18			
	%	計画比	120%	200%	360%			
地域移行支援	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	—	—	—			
地域定着支援	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	—	—	—			

※平成26年度欄は、7月時点の月あたり実績

### ②見込量確保のための方策

増加傾向にある計画相談支援の見込量を確保するため、事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

## (5) 地域生活支援事業

### ①見込量

相談支援事業、地域活動支援センター、移動支援事業は、おおむね計画どおりか計画を上回る実績で推移しており、平成27年度以降も継続して見込みます。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業は、計画を下回っているものの実績は増加傾向にあります。地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

(か所、人、件、時間、回/年)

事業名	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
(1)理解促進研修 ・啓発事業		計画	—	—	—	0	0	0
		実績	—	—	—	/		
(2)自発的活動支援事業		計画	—	—	—	0	0	0
		実績	—	—	—	/		
(3)相談支援事業								
①相談支援事業	か所	計画	1	2	2	1	1	2
		実績	1	1	1	/		
基幹相談支援センター		計画	0	0	0	1	1	1
		実績	0	0	0	/		
②市町村相談支援機能強化 事業		計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0	/		
③住宅入居等支援 事業		計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	/		
(4)成年後見制度利用支援事業	人	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	1	/		
(5)成年後見制度利用支援事業		計画	—	—	—	0	0	0
		実績	—	—	—	/		
(6)意思疎通支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	0	0	/		
②手話通訳者設置事業	人	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	/		

(か所、人、件、時間、回/年)

事業名	単位	区分	第3期			第4期			
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
(7)日常生活用具給付等事業									
①介護・訓練支援用具	件	計画	2	3	4	2	2	2	
		実績	0	0	0				
	%	計画比	—	—	—				
②自立生活支援用具	件	計画	2	3	4	2	2	2	
		実績	0	0	0				
	%	計画比	—	—	—				
③在宅療養等支援用具	件	計画	2	3	4	2	2	2	
		実績	0	0	0				
	%	計画比	—	—	—				
④情報・意思疎通支援用具	件	計画	2	3	4	2	2	2	
		実績	0	0	0				
	%	計画比	—	—	—				
⑤排泄管理支援用具	件	計画	240	252	264	360	380	400	
		実績	210	360	366				
	%	計画比	87.5%	142.8%	138.6%				
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	計画	4	6	8	2	2	2	
		実績	0	1	0				
	%	計画比	—	16.6%	—				
(8)手話奉仕員養成研修事業		人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	—	—	—			
(9)移動支援事業	実利用者数	人	計画	6	6	6	5	6	7
			実績	4	6	8			
		%	計画比	66.7%	100.0%	133.3%			
	延べ利用時間数	時間	計画	100	100	100	100	120	140
			実績	98	149	185			
		%	計画比	98.0%	149.0%	185.0%			

※平成26年度欄は、7月時点の実績に基づく推計

(か所、人、件、時間、回/年)

事業名			単位	区分	第3期			第4期		
					平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
(9)地域活動支援センター	自市町村分	実施箇所数	箇所	計画	1	0	0	0	0	0
				実績	1	0	0			
			%	計画比	100.0%	—	—			
		利用者数	人	計画	15	0	0	0	0	0
				実績		0	0			
			%	計画比		—	—			
	他市町村分	実施箇所数	箇所	計画	2	2	2	2	2	2
				実績	2	2	2			
			%	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	人	計画	4	4	4	2	3	4
				実績	2	2	1			
			%	計画比	50.0%	50.0%	25.0%			
(10)日中一時支援事業			人	計画	11	11	11	11	12	13
				実績	11	11	12			
			%	計画比	100.0%	100.0%	109.1%			
(11)訪問入浴サービス事業			人	計画	1	1	1	0	0	0
				実績	0	0	0			
			%	計画比	—	—	—			
(12)自動車改造助成事業			人	計画	1	1	1	1	1	1
				実績	0	1	0			
			%	計画比	—	100.0%	—			

※平成26年度欄は、7月時点の実績に基づく推計

## ②見込量確保のための方策

相談支援事業、地域活動支援センターについては、現在の実施か所数を維持します。また、関係機関と連携しながら、機能の充実を図ります。

日常生活用具給付等事業、移動支援事業については、増加傾向にある見込量を確保するため、提供体制を確保します。

## (6) 障がいのある児童に向けたサービス

### ①見込量

障がいのある児童に向けたサービスはサービス体系が変わり、第4期計画から新たに見込んだ数値です。児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援は、平成27年度以降、増加すると見込みます。

(人日、人/月)

サービス名	単位	区分	第3期			第4期			
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	サービス量	人日	計画	—	—	—	440	484	528
			実績	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—			
			実績	—	—	—			
医療型児童発達支 援	サービス量	人日	計画	—	—	—			
			実績	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—			
			実績	—	—	—			
障がい児相談支援	サービス量	人	計画	—	—	—			
			実績	—	—	—			
障がい児入所施設 (福祉型・医療型)	サービス量	人	計画	—	—	—			
			実績	—	—	—			

※第4期計画から新たに見込んだ項目であるため、第3期計画の計画欄は空欄となっています。

### ②見込量確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスは、増加すると思われる見込量を確保するため、サービス提供にかかわる事業所・人材を育成します。

障がい児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため、事業者の参入を促進します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 評価、点検、推進における組織

#### (1) 地域自立支援協議会

障がい者計画・障がい福祉計画の適正な推進を図るためには、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会で評価、点検します。

なお、計画の進捗にあたってはPDCAサイクルを導入し、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会の中で障がい者計画の事業の進捗状況、障がい福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、1年に1回は実績を報告することで評価いただき、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、この協議会は、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、相談支援機能の向上を図るとともに、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築し、幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築や障がいのある人への虐待防止などの課題に取り組みます。

### 2 協働・ネットワーク

#### (1) 当事者、家族、支援者のネットワーク

当事者、家族、支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障がい者福祉団体が連携できるように積極的に支援します。

また、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、民間福祉団体などさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成、確保に努めるとともに、町民の参加の促進を図ります。

### 3 庁内体制の整備

障がいのある人を取りまく状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

会津坂下町では計画を推進するにあたり、障がい者福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

## 会津坂下町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が安心して暮らすことのできる地域づくりに関し協議を行うため、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 町が相談支援事業を委託した場合、事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (3) 困難事例に対する支援内容及び方法に関すること。
- (4) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (5) その他障がい福祉に必要と認められること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる機関・団体等（以下「構成団体等」という。）の代表で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 就労・雇用関係機関
- (6) 民生・児童委員
- (7) その他の福祉関係者

(会議)

第4条 協議会は、代表者会議、調整会議及び個別支援会議で構成する。

- 2 代表者会議は、総括的事項を協議し、委員は構成団体等から推薦のあった者を町長が委嘱する。
- 3 代表者会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 調整会議は、地域の情報を共有し、個別支援会議で確認した課題の取扱いについて関係者で調整を図る。
- 5 個別支援会議は、個別の事項を協議するものとし、必要に応じ関係者を招集し支援を決定する。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 代表者会議は会長が招集し、会議を進行する。
- 4 協議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 協議会は、構成団体等に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員は、正当な理由なしに知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活課福祉健康班において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月25日告示第34号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月27日告示第49号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年度 会津坂下町障がい者地域自立支援協議会委員名簿

No.	設置法人・事業所	役 職	協議会委員名
1	地域生活支援センターいなわしろ	相談支援アドバイザー	青 柳 百合子
2	社会福祉法人 鶴翔会	ゆきわり荘施設長	野 中 庄 一
3	NPO法人 真桜会 桜の家	理事長	菊 地 洋 子
4	いきいきサポートつくしんぼ	理事長	千 葉 正 年
5	会津保健福祉事務所	健康福祉部長	長 嶺 美千子
6	会津若松公共職業安定所	統括職業指導官	小 沼 哲 也
7	坂下厚生総合病院	院長	松 井 遵一郎
8	民生・児童委員協議会	会長	齋 藤 俊 一
9	会津坂下町教育委員会	教育課長	山 内 茂 夫
10	会津坂下町生活課	生活課長	荒 井 盛 行

会津坂下町障がい者地域自立支援協議会専門部会設置要領

(設置目的)

第1条 この要領は、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第6項の規定に基づき、会津坂下町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の協議事項の円滑な進行を図るため、協議会専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の名称及び所掌事務)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
<u>こども部会</u>	(1) 障がい児の支援について (2) 障がい児の支援における関係機関との連携について (3) その他、障がい児の支援の向上に必要な事項について
<u>就労・地域生活支援部会</u>	(1) 障がい者の就労・地域生活支援について (2) 障がい者の地域移行支援について (3) 障がい者の就労・地域生活支援における関係機関との連携について (4) その他、障がい者の支援の向上に必要な事項について

(構成)

第3条 部会の構成員（以下「部会員」という。）は、協議会で決定する。

2 部会長は委員の互選により選出する。

3 副部会長は委員のうちから部会長が指名する。

(部会の開催)

第4条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会は、必要に応じて随時開催する。

3 部会長は、必要に応じ、部会員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、生活課に置く。

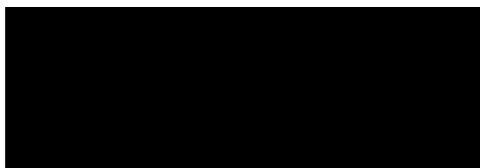
(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

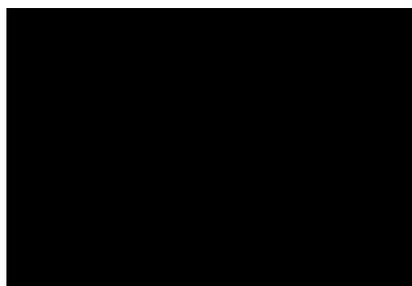
附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

問1 お答えいただくのは、どなたですか。



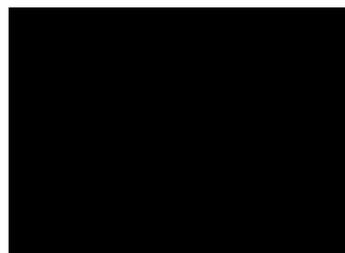
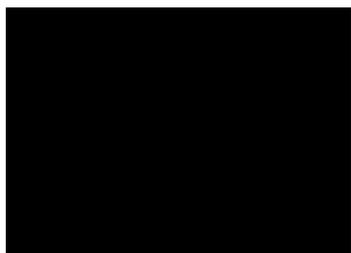
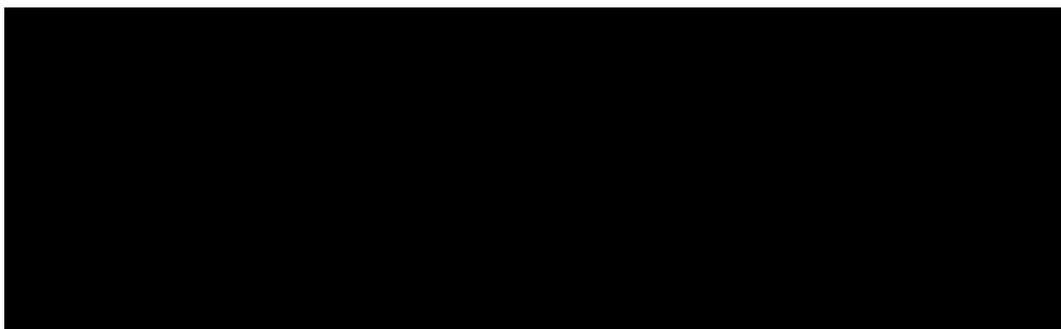
問2 あなた（宛名の方）の年齢をお答えください。（平成26年7月1日現在）



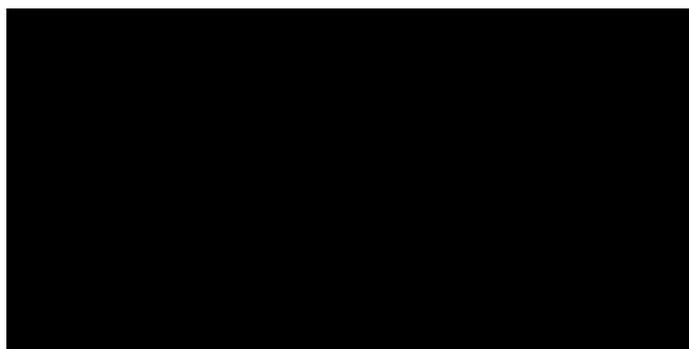
問3 あなたの性別をお答えください。



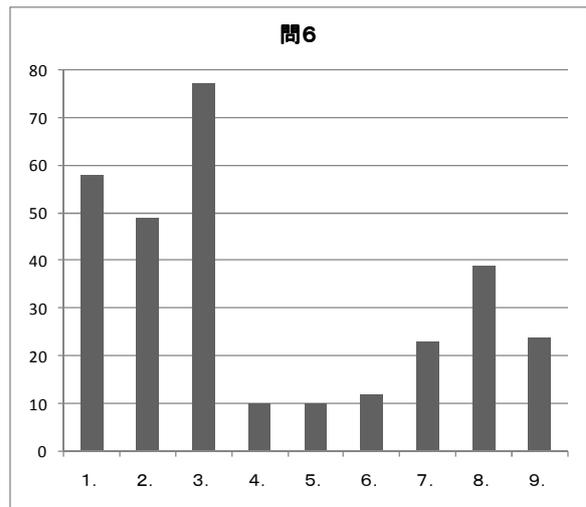
問4 あなたは以下の手帳をお持ちですか。お持ちの手帳をお答えください。



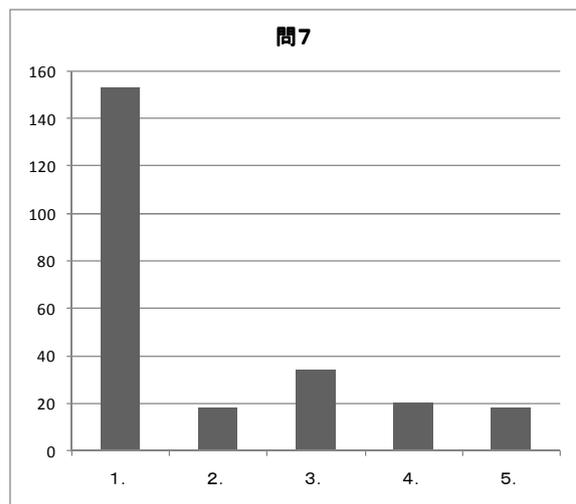
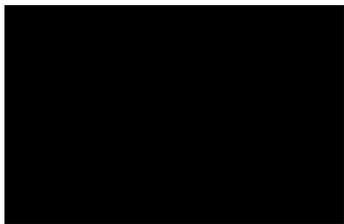
問5 あなたは現在、どのように暮らしていますか。



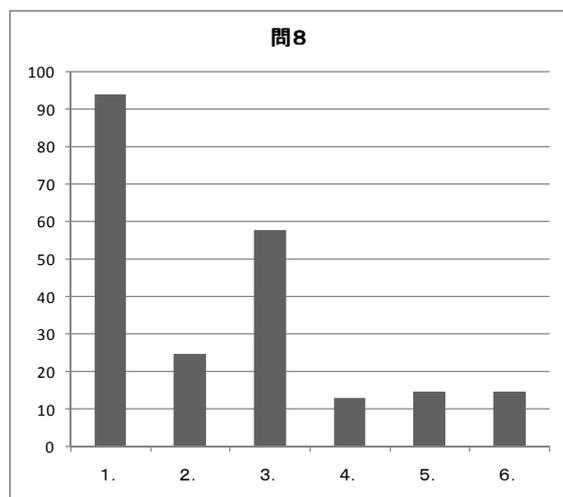
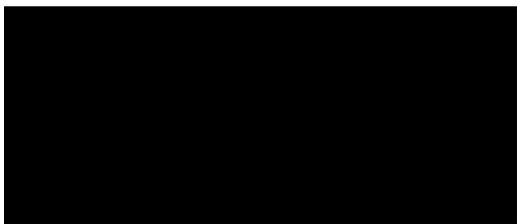
問6 将来、住まいについて不安はありますか。



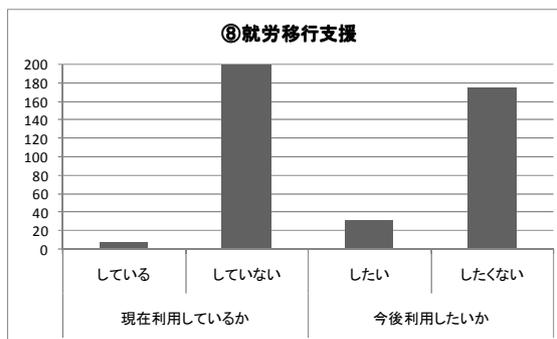
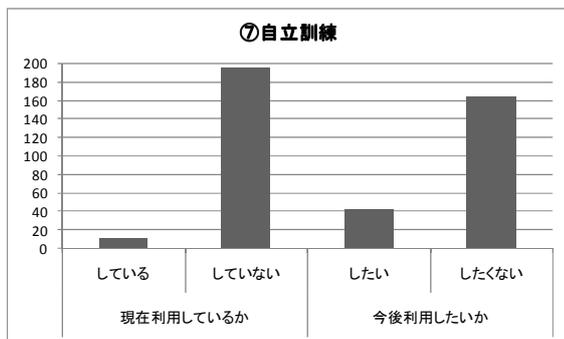
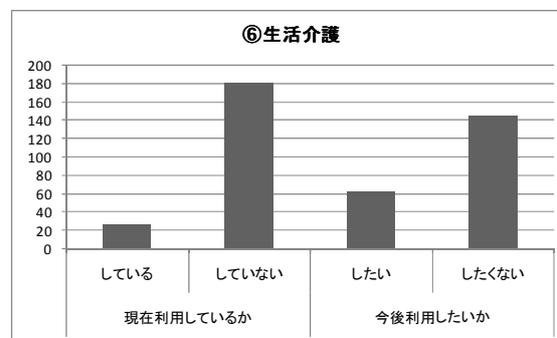
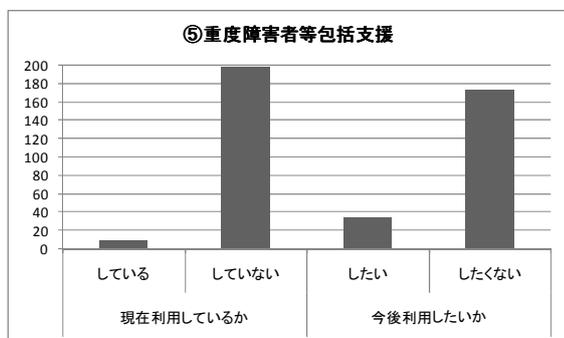
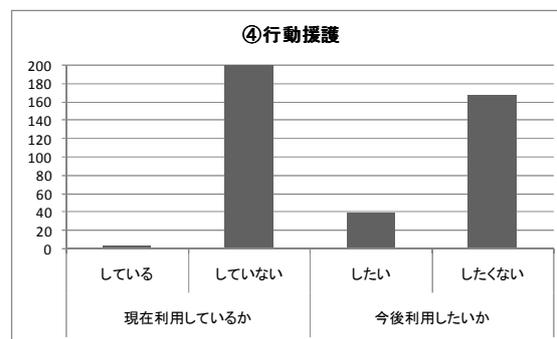
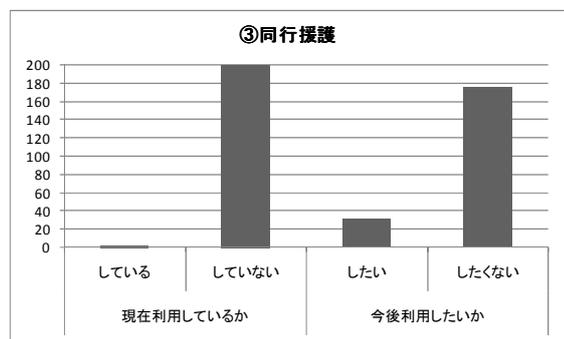
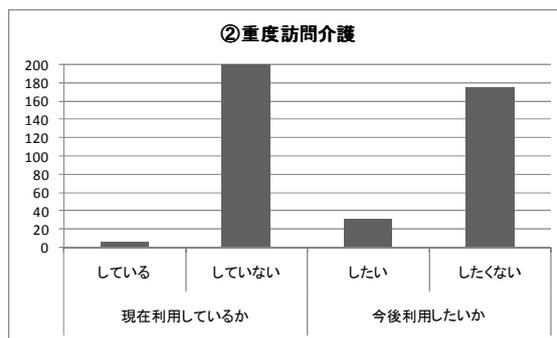
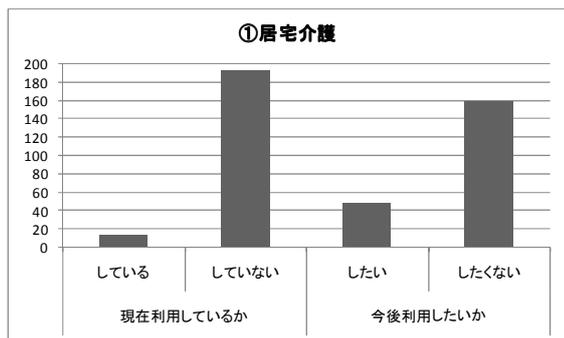
問7 緊急時に支援してくれる人はいますか。



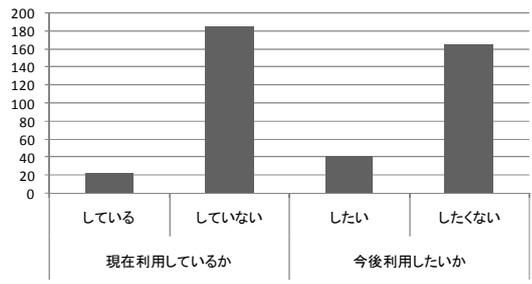
問8 あなたは今後、どのように暮らしていきたいですか。



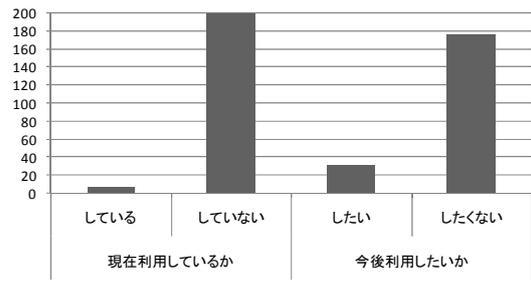
問9 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えるか。



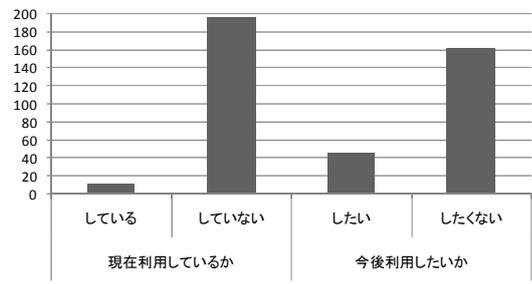
⑨就労継続支援(A型、B型)



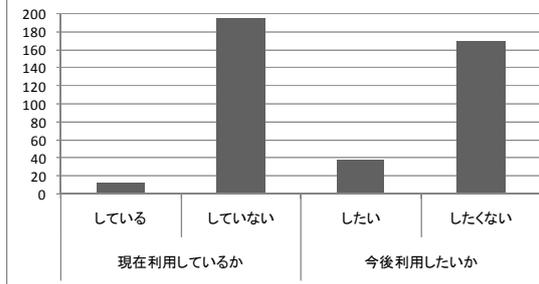
⑩療養介護



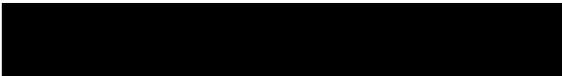
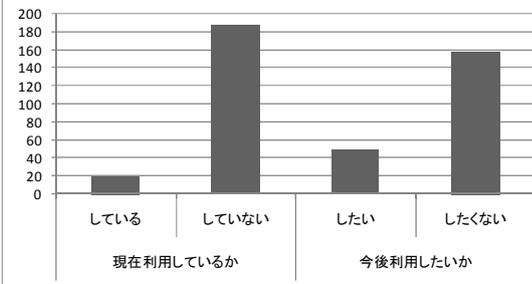
⑪短期入所



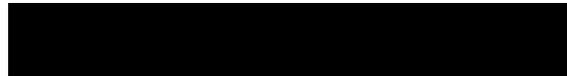
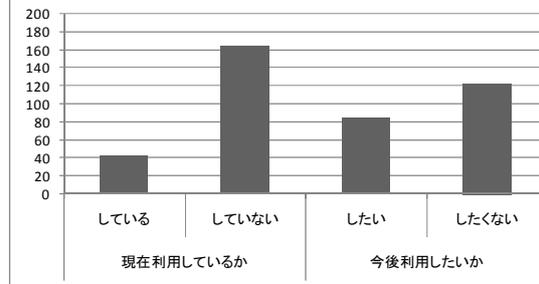
⑫共同生活援助



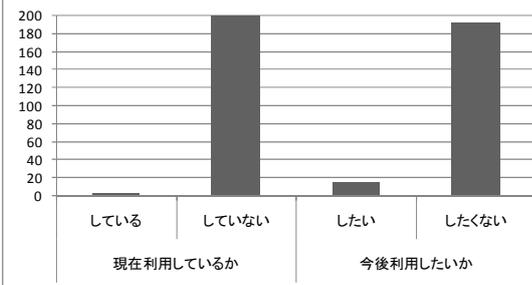
⑬施設入所支援



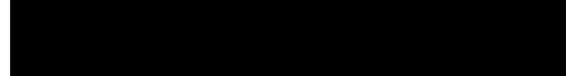
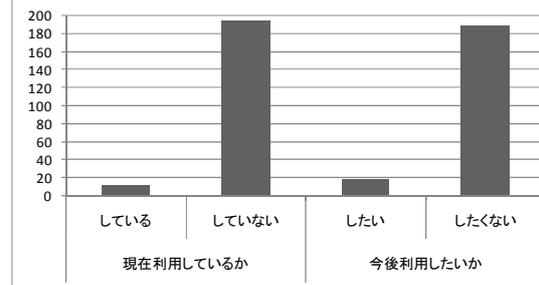
⑭相談支援

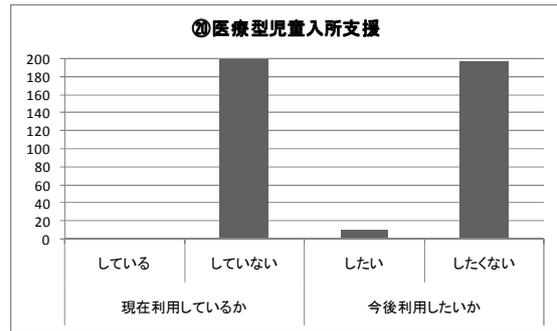
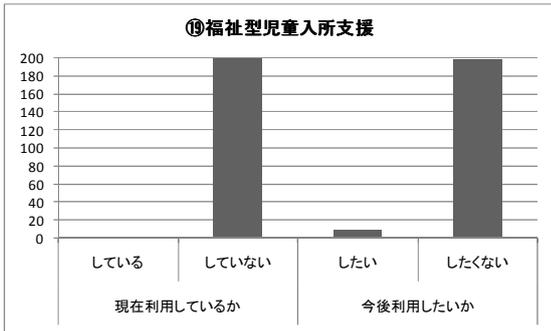
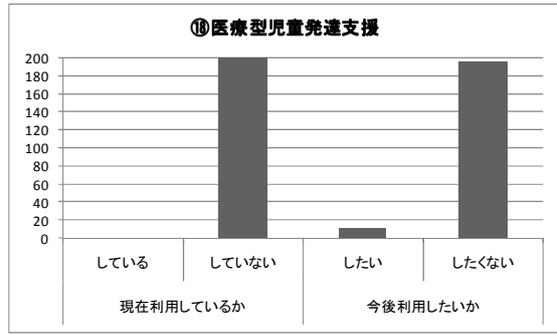
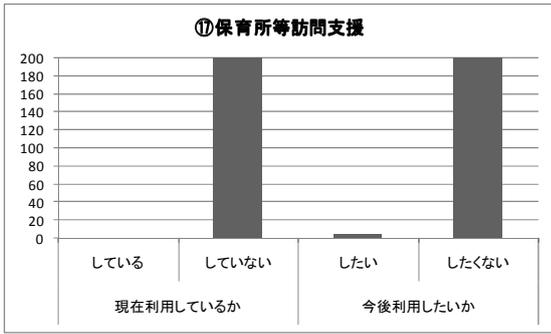


⑮児童発達支援

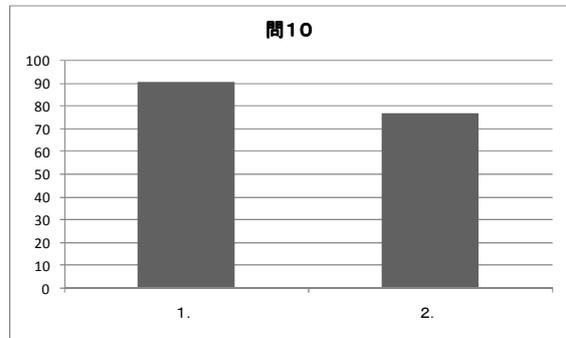


⑯放課後等デイサービス

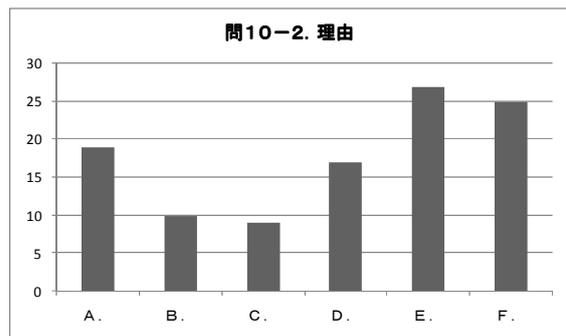
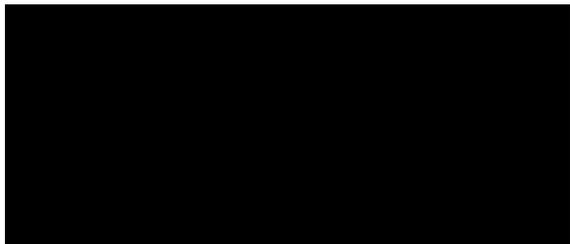




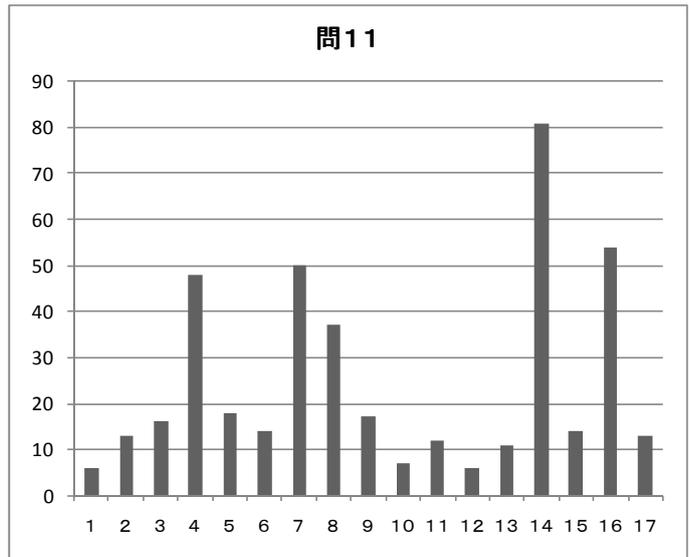
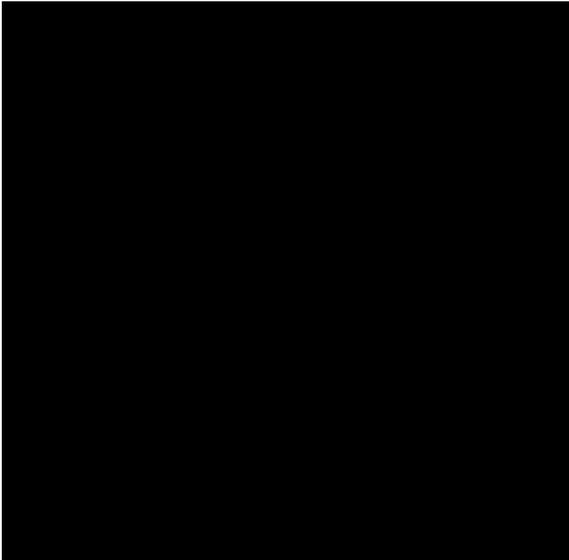
問10 いま利用している福祉サービスに満足していますか。



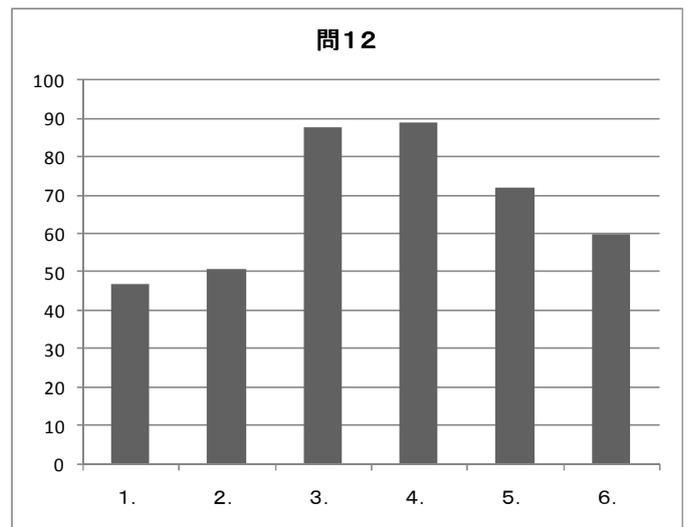
※「2. 満足していない」を選択した方の理由



問11 今、困っていることはありますか。



問12 あなたはこれから、どのような支援があればよいと思いますか。



## 会津坂下町障がい者計画

(平成27年度～平成32年度)

## 障がい福祉計画(第4期)

(平成27年度～平成29年度)

平成27年2月

会津坂下町 生活課 福祉健康班 社会福祉係

〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地

TEL 0242-84-1522 FAX 0242-83-1144

E-mail : hukushi@town.aizubange.fukushima.jp